

# CLAIR REPORT No.502

## マレーシアの地方自治

Clair Report No. 502 (July 30, 2020)

(一財) 自治体国際化協会 シンガポール事務所



一般財団法人

**自治体国際化協会**

## はじめに

マレーシアは、マレー半島の南部地域（半島マレーシア）と南シナ海を約 540km 隔てたボルネオ島の北部沿岸地域（東マレーシア）の大きく 2 つに分かれ、半島マレーシアは北部でタイ、南端でシンガポールと、東マレーシアはブルネイ、インドネシアと国境を接する。国土総面積は、約 33 万 113km<sup>2</sup>、人口は約 3,240 万人である。

マレーシアの政治体制は、国王を元首とした立憲君主制である。マレーシアの情勢に目を向けると、2018 年 5 月に投票が行われた第 14 回総選挙（連邦下院議員選挙）において、1957 年のマレーシア独立以来政権を維持していた統一マレー国民組織（United Malays National Organization）を中心とする与党連合である国民戦線（Barisan Nasional）が大敗し、マハティール元首相率いる野党連合希望連盟（Pakatan Harapan）が過半数を獲得して勝利し、独立後初の政権交代が実現した。

日本とマレーシアの関係においては、1957 年 8 月 31 日、マレーシアの前身であるマラヤ連邦が独立を宣言したまさにその日から外交関係にあり、1980 年代にマハティール首相（当時）が提唱した「東方政策」、直接投資や貿易・技術協力などを通じた緊密な経済関係、活発な文化・留学生交流を通して緊密な友好関係を築いてきた。マレーシア人の対日関心は高く、日本食のみならずアニメ、漫画、映画等の日本のポップカルチャーも広く浸透している。また、2013 年 7 月に日本がビザ免除措置を実施して以来、日本を訪れるマレーシア人の数は増加し、2018 年のマレーシア人の訪日者数は約 47 万人に達している。

本稿は、日本の地方自治体を始め、関係者の皆様がマレーシアの地方自治制度を理解する上で必要となり得る事項を簡潔にまとめた。今後マレーシアとの交流を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくとともに、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

なお、本稿作成に当たっては、ペタリンジャヤ市、北マレーシア大学、マラヤ大学の方々からお話を聞かせていただいた。

この場を借りて心から謝意を表したい。

令和 2 年 3 月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

なお、本稿執筆後の 2020 年 2 月 24 日にマハティール首相が辞任を表明し、同年 3 月 1 日に元副首相のムヒディン氏が第 8 代首相に就任した。当事務所では今後の動向を注視していくが、本稿は 2018 年 5 月に成立したマハティール政権下のマレーシアの情勢、地方自治制度等を中心に記述したものであることをご容赦願いたい。

目次

概要

第1章 マレーシアの概要 .....	8
第1節 地理・気候 .....	8
第2節 国民・宗教・言語 .....	10
第3節 マレーシアの歴史 .....	13
第4節 近年の政治・経済の動向 .....	15
第2章 連邦 .....	21
第1節 マレーシアの連邦制度の概要 .....	21
第2節 連邦の統治機構 .....	23
第3節 連邦の財政 .....	30
第3章 州 .....	35
第1節 州制度の概要 .....	35
第2節 州の統治機構 .....	37
第3節 州による地域レベルの行政 .....	41
第4節 州の財政 .....	43
第5節 連邦との関係 .....	45
第4章 地方自治体 ～半島マレーシアを中心に～ .....	47
第1節 地方自治体の歴史 .....	47
第2節 現在の地方自治体 .....	50
第3節 地方自治体の業務 .....	54
第4節 地方自治体の機構 .....	56
第5節 地方自治体の財政及び税政 .....	58
第6節 地方自治体の行政評価制度 .....	63
第7節 連邦・州との関係 .....	66
第8節 地方自治体の行政実態（ペタリンジャヤ市の例） .....	69
第5章 マレーシアの地方行政の展望 .....	76
第1節 汚職・不正のない政治体制への変革 .....	76
第2節 GST 廃止による歳入減による影響 .....	77

第3節	メガ・プロジェクトの見直しと公共事業への影響 .....	79
第4節	デジタル分野への取組 .....	82
第5節	まとめ .....	83

## 概要

### 1 マレーシアの概要

現在のマレーシアの人口は約 3,240 万人で、いわゆる多民族、多宗教、多言語の国家である。14 世紀末よりイスラム教国として栄え、その後、ポルトガル、オランダ、イギリスの進出を経て、第2次世界大戦後の 1957 年にマラヤ連邦としてイギリスから独立した。1963 年にシンガポールと北ボルネオ、サラワクが加わりマレーシアが成立し、その後、シンガポールが分離独立して現在に至る。

### 2 連邦

連邦は、国家の最高法規である連邦憲法のもと、半島マレーシアに所在する 11 州、ボルネオ島北部の 2 州(サバ、サラワク)と3か所の連邦地域(クアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤ)から構成されている。統治機構は、元首である国王と国会(立法)、内閣(行政)、裁判所(司法)からなる。

連邦の歳入は所得税など租税収入と租税外収入からなり、歳出は人件費などの経常経費、インフラの整備のための開発経費からなる。歳入、歳出とも近年増大傾向であり、かつ歳出が歳入を超過しているため、借入金により対応している。

### 3 州

#### (1) 州制度の概要

各州はそれぞれ元首のもと憲法を制定しているなど、国家に準じた位置づけがなされている。歴史的経緯の違いから、統治機構や権限は州によって異なっている。

#### (2) 州の統治機構

半島マレーシア 11 州のうち9州ではイスラム教国における世襲の統治者であるスルタンが、その他の4州では国王に任命された州長が、それぞれ州の元首となっている。元首のもとに一院制の州立法議会が置かれている。特に、ボルネオ島北部のサバとサラワクについては、マレーシアへ加わる際の協議に基づき他の州よりも広い立法権限が認められている。

スルタンを元首とする9州では、州の行政権は州首相を長とする執行理事会(連邦の内閣に相当する)により行使され、州長を元首とする他の4州では、首席大臣が行政権を行使する。

#### (3) 州による地域レベルの行政

一般の州では、州内は地域に区分され、さらに地域は地区に区分されている。これらは州の行政区画であり、自治体に該当しない。地域レベルでは、地域・土地事務所が設置され、地域内行政の総合調整や土地に関する事務を行っている。地区レベルでは、地区長が派遣され、住民と関係行政機関との調整を行っている。

#### (4) 州の財政

州の主要な歳入は、土地、鉱山、森林からの収入(税収)といった自主財源と連邦からの補助金である。サバ、サラワクについては、半島マレーシアの各州よりも幅広い財源が認められている。歳出は、連邦と同様、経常経費と開発経費に区分される。

#### (5) 連邦との関係

連邦憲法では、連邦法と州法が抵触した場合、一定の範囲で連邦の優位を認めている。また、州の主要な権限である土地や地方自治体に関することについても、連邦は当然に法律を制定できると、連邦の優位性が明記されている。

また、連邦政府は、このような立法権限における優位性だけでなく、州への補助金を通じて財政面でも強い影響力を有している。

### 4 地方自治体～半島マレーシアを中心に

#### (1) 地方自治体の歴史

マレーシアでは、イギリスの統治時代の19世紀初頭に自治体の原型が生まれ、その後、統一的な地方自治体制度を設けるため、自治体の再編が進められた。

半島マレーシアでは、1976年に連邦地方自治体法が制定され現行の制度が整った。サバ、サラワクでは、各州の地方自治体法のもと1980年代に再編が完了した。

#### (2) 現在の地方自治体

日本の制度と比較した場合、①地方自治体＝議会、②議員は任命制、③州による指導監督、④自治体の存在しない地域の存在、といった特徴があり、日本の自治体とは大きく異なっている。

現在、マレーシアでは、150の自治体があり、所在地域、人口、財政状況、インフラの整備状況といった基準から、①特別市、②市、③町の3つの類型に区分されている。

#### (3) 地方自治体の業務

半島マレーシアでは、一般法である連邦地方自治体法を中心に、都市計画法や道路水路建築法という関連法が補完する形で自治体の権限が規定されている。

自治体の具体的業務は、環境衛生、道路や公共施設の整備と管理、都市計画の策定や建築規制に関することであり、日本の市町村と比較した場合その業務範囲は狭い。

#### (4) 地方自治体の機構

議会を構成する自治体の長と議員は州によって任命される。長は議長として議事を行うだけでなく、対外的に自治体を代表する役割もある。以前は選挙により議員は選出されていたが、1964年以降、自治体議員の選挙は中断されている。

議会には、補助的な機関として委員会が設けられている。さらに、実務の責任者として

事務局長が州より任命され、その下に事務局職員が配置されている。職員は、個々の自治体が直接採用しているが、日本のように定期採用ではなく、欠員など必要に応じて採用している。

#### (5) 地方自治体の財政及び財政

自治体の歳入は、評価税(日本の固定資産税に該当)などの自主財源と連邦や州からの補助金に大別され、評価税が歳入の半分以上を占めている。

#### (6) 地方自治体の行政評価制度

現在のマレーシアにおける行政評価制度は「新報酬制度(the New Remuneration System)」と呼ばれる、知識と技能を主要な資質として重視する業績連動型の給与制度と組織全体の業績を評価する星評価制度(Star Rating System)と呼ばれる格付け制度を柱とする。

#### (7) 連邦・州との関係

連邦憲法上、地方自治体に関することは州の権限である。州は、自治体の予算や条例策定に関与するほか、自治体の権限を州に移管することができるなど、強い権限を有する。

同時に憲法上の機関として国家地方自治体評議会が設置されている。同評議会は、自治体に関する最高政策形成機関であり、その決定に連邦と州(サバとサラワクを除く)は拘束される。連邦政府の住宅・地方自治体省は、この評議会の事務局を務めるほか、補助金や各種指導などを通じて自治体への影響力を有している。

### 5 地方自治体による行政

地方自治体による行政の実例としてペタリンジャヤ市の例を取り上げる。ペタリンジャヤ市はクアラルンプールの衛星都市として発展した、人口約 71 万人の自治体である。

同市は急速な都市化に伴い、交通渋滞や地価高騰等の問題を抱えており、IoT とビッグデータの活用により課題を解決し、2030 年までに持続可能な都市に転換することを目指している。

### 6 マレーシアの地方行政の展望

マハティール政権の希望連盟(PH)の主な公約として、ナジブ政権のスキャンダルに端を発する汚職防止対策、財政再建に関しては、東海岸鉄道(ECRL)やクアラルンプール〜シンガポール間高速鉄道(HSR)など大型事業の見直しなどが掲げられた一方で、物品・サービス税(GST)の撤廃、燃料補助金の導入など、国民の支持を得る反面、財政を圧迫しうる項目が織り込まれている。

これらの公約の背景を踏まえ、マハティール政権が進める政策がマレーシアの州政府や地方自治体に与える影響を推察する。

## 第1章 マレーシアの概要

### 第1節 地理・気候

#### 1 地理

マレーシアの国土はマレー半島の南部地域（半島マレーシア）と南シナ海を約540km隔てたボルネオ島の北部沿岸地域（東マレーシア）の大きく2つに分かれ、年間を通じて高温多雨、顕著な乾季のない海洋性熱帯雨林気候に属する。

半島マレーシアの北隣の南部タイにはマレー系の人々が住み、人的、言語的、文化的に半島マレーシア北部との関係が深い。東マレーシアのサバ州はスルー海を挟み隣り合うフィリピンとの結びつきが強い。また、同じく東マレーシアのサラワク州はインドネシアとの間に長い国境線を有し、内陸に生活する人々は歴史的にインドネシア側との人的関係が濃厚である。

国土総面積は、33万113km<sup>2</sup>（半島マレーシア13万1,666km<sup>2</sup>、東マレーシア20万1,447km<sup>2</sup>）であり、日本の総面積の約87%に相当する。

首都のクアラルンプール（Kuala Lumpur）は東京から約5,300km、半島マレーシアの南北のほぼ中央、西海岸からおおよそ40km内陸に位置する。

半島マレーシアは、標高1,200mから2,000m程度の中央山岳地帯が南北を走り、それを挟むようになだらかな平野部が東西沿岸部に広がる。中央山岳地帯には山脈群が連なり、主な山脈は、中央山脈、ビントアン山脈、東沿岸部寄りのトレンガヌ高地などである。中央山岳地帯は東西の分水嶺であり、ここから多くの河川が東西へ流れる。山脈を挟んで東部では主に米、西部ではゴムや油ヤシなどが栽培されている。山脈の標高は南部に向かって次第に低くなり、南部のマラッカ州やジョホール州は平野が広がり、農作地帯になっている。

南シナ海に面する東海岸は、北東モンスーンによる荒波がもたらす砂の運搬・堆積作用により、各所に潟湖が見られ、自然の良港に恵まれない。他方、西海岸はマングローブが生い茂る湿地帯が続いているが、河口付近を中心に港が開け、海上交通網が発達している。こうした地理的条件により、主要港のポート・クランをはじめ、マラッカ、セレンバン、クアラルンプール、イポー、ペナン、バターワース、アロー・スター等の主要都市や港湾は、全て中央山脈の西側で発展している。

半島マレーシアの周辺には数多くの島々が点在し、「東洋の真珠」と呼ばれたペナン島や、近年観光開発が盛んなランカウイ島等がある。

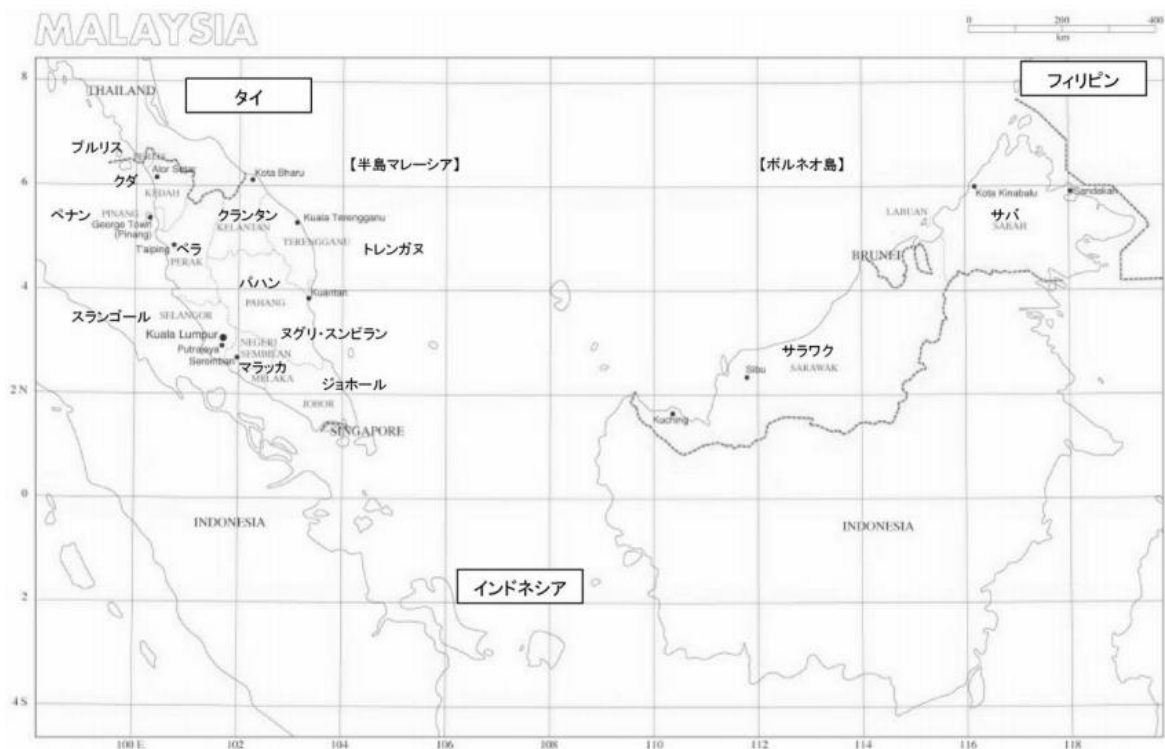
東マレーシアのサバ州は、中央部は1,200mから1,800m程度の丘陵地帯であり、南北に走る山脈が同州を二分し、その北端には東南アジア地域の最高峰である4,095mのキナバル山がそびえる。同州は平野に乏しいが、無数の河川があり、流域には肥沃な土地が広がる。

サラワク州は、南部のインドネシアとの国境沿いに多くの山脈が走り、ボルネオ島の主な大河川の分水嶺になっている。北部の沿岸部や河川流域には平野が開けているが、深い熱帯原生林や軟弱な沖積地からなる湿地原生林によって陸上交通が妨げられ、河川交通が発達している。南部、北部ともに河川がゆるやかに蛇行し



ながら流れ、沿岸部と内陸を結ぶ重要な交通路となっている。

【図 1 : マレーシア全図】



出典 ((一財) 自治体国際化協会シンガポール事務所作成)

## 2 気候

半島マレーシア及び東マレーシアは、ともに低緯度に位置するため昼と夜の時間の長さの差は小さい。太陽高度は常に高く、海洋（インド洋、南シナ海等）に面しているため、アジア・モンスーンの影響を受けて、高温・多湿で降水量の多い海洋性熱帯雨林気候で、四季の変化は乏しい。年間を通じて平均気温は 25 度以上と高いが、日射量はさほど多くなく、日中の気温上昇も一定限度に抑えられており、過去の記録でも気温が 38 度を超えた日はほとんどない。気温の年変化は小さく月平均気温の較差が 2 度以上となることはめったにないのに対して、気温の日変化は大きく 7 度前後の日較差があり、夜は適度に涼しく過ごしやすい。地域によって気温や降水量に多少の違いが見られるが、主な要因は海流の影響と土地の起伏によるものである。

マレーシアに四季の変化はないが、雨期に当たる北東モンスーン期と乾期に当たる南西モンスーン期がある。半島マレーシアでは、11 月初旬から 3 月までが北東モンスーン期（雨期）であり、南シナ海上から吹き付ける季節風が中央山脈にぶつかり、特に東沿岸部に多量の雨を降らせる。東沿岸部の降雨量は最多雨量地で年間 5,000mm 以上、最小雨量地で年間 1,800mm になる。また、5 月中旬又は 6 月初旬から 9 月までは南西モンスーン期（乾期）であり、インド洋からスマトラ島を越えて季節風が吹き付ける。この時期の雨量は概して少なく、特に東沿岸部では好天が続

く。これら二つのモンスーン期に挟まれた期間は微風期であり、通常最も高温多湿であり、局地的な豪雨がしばしば発生する。

東マレーシアの場合、サバ州では北東モンスーンと南西モンスーンの影響を受けて雨期と乾期があるが、サラワク州は年間の降雨量にほとんど変化がない多降雨地帯であり、無数の河川が発達しているため、巨大な水資源開発の可能性を秘めているといわれている。

## 第2節 国民・宗教・言語

### 1 人口・民族構成

現在のマレーシアの人口は約 3,238 万人であり、マレー系及び先住少数民族（ブミプトラ<sup>1</sup>）が約 70%を占める。2040 年には人口は 4,000 万人を超える見込みであるが、年間人口増加率は年々減少を続けている。また、現在 65 歳以上の高齢者が人口に占める割合は 6.5%であるが 2040 年には約 15%となり、高齢化が進む見込みである。

**【表 1 : マレーシアの人口（2018 年 7 月末時点）】**

総人口：約 32,380,000 人
・マレー系及び先住少数民族（ブミプトラ）：約 20,070,000 人（69.1%）
・中国系：約 6,690,000 人（23.0%）
・インド系：約 2,010,000 人（6.9%）
・その他：約 290,000 人（1.0%）
・外国人永住者等：約 3,320,000 人

出典（マレーシア政府統計局「Current Population Estimates, Malaysia, 2017-2018」）

**【表 2 : 人口推移】**

年度	人口（千人）	年間人口増加率
2010	28,600	1.8%
2018	32,400	1.1%
2040	41,500	0.8%

出典（マレーシア統計局 web ページを基に作成）<sup>2</sup>

**【表 3 : 年齢構成推移】**

<sup>1</sup> ブミプトラ（Bumiputera）とはマレー語で「土地の子」を意味し、マレー系及び先住少数民族を含む。

<sup>2</sup> マレーシア統計局『Population Projection（Revised）, Malaysia, 2010-2040』

https :

//www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cthemByCat&cat=118&bul\_id=Y3kwU2tSNVFDOWp1YmtZYnhUeVBEdz09&menu\_id=L0pheU43NWJwRWVVSZklWdzQ4TlhUT09

年度	0-14 歳	15-64 歳	65+歳
2010	27.4%	67.6%	5.0%
2018	23.8%	69.7%	6.5%
2040	18.6%	66.9%	14.5%

出典（マレーシア統計局 web ページを基に作成）<sup>3</sup>

現在、マレーシアの人口のうち最も大きな割合を占めるマレー系に分類されている原マレーと新マレーは、いずれも中国南部の雲南地方から南下してきた民族で、原マレーが紀元前 25 世紀頃、新マレーが紀元前 3 世紀頃南下してきたといわれている。この民族移動は非常に大きなもので、現在のインドネシア・フィリピンまで及んだ。その結果、言語的にも現在のインドネシア語とマレーシア語は共通点が多く、フィリピンの主要な言語も同じ系統に属している。

マレー系とともに多数派を形成する先住民族には半島マレーシアのネグрито族（Negrito）、セノイ族（Senoi）が該当する。

中国系、インド系がマレー系に次ぐ割合を占めるのは、マレーシアが半島マレーシア南西岸のマラッカ海峡に面する港湾都市マラッカに代表されるように古くより海上交通の要衝であり、また、主にイギリスによる植民地支配とその統治下での 19 世紀の錫鉱山採掘及びゴム栽培の労働力としての中国系、インド系の大規模な流入を経験した歴史的経緯による。

一人当たりの名目 GDP はクアラルンプールが 100,000RM<sup>4</sup>（約 266 万円）を超えており最も高く、全国平均の 2.5 倍以上を記録している。その他、産業が集積しているペナン州、スランゴール州では 40,000RM（約 106 万円）を超えている。また、サラワク州は 1 州で全国鉱業生産の 4 分の 1 ほどを占め、豊富な天然資源（天然ガス等）と関連する産業を背景に、1 人当たり GDP は同じく 40,000RM（約 106 万円）を越えている。反対に、ペナン州を除く半島北部とサバ州では経済発展が遅れている地域が目立つ。

【表 4：州・連邦地域別の人口・一人当たりの名目 GDP 所得（2016 年）】

	人口（万人）	一人当たりの名目 GDP（RM）
全体	3,166	38,887
クアラルンプール	179	101,420
ラブアン	10	61,833
スランゴール	638	44,616
ヌグリ・センビラン	110	38,559

<sup>3</sup> 前項注 2 に同じ。

<sup>4</sup> マレーシアの通貨単位であるリンギットの略。2019 年は概ね 1 RM 当たり 26 円から 27 円で推移した。本稿では 1 RM 当たり 26.56 円で算定する。（2019 年 12 月 31 日終値（マレーシア中央銀行））

マラッカ	90	41,363
ジョホール	466	31,952
ペラ	248	27,246
ペナン	172	47,322
ケダ	212	19,152
プルリス	25	22,479
クランタン	180	12,812
トレンガヌ	118	27,268
パハン	163	32,244
サラワク	274	44,333
サバ	381	21,081

出典（マレーシア統計局 web ページを基に作成）<sup>5</sup>

## 2 宗教

連邦憲法はイスラム教が国教であると定めている<sup>6</sup>。一方で「それ（イスラム以外の諸宗教）が平和的、協調的になされる限り、連邦内のあらゆるところにおいて実践することができる<sup>7</sup>」「何人においても自らの宗教を宣言し実践する権利を有する<sup>8</sup>」と規定されており、イスラム教以外の宗教についてもいわゆる「信教の自由」が保障されている。もっとも、「州法及び連邦地域に関する連邦法は、イスラム教を信仰する者に対するいかなる宗教の教義や教えの布教に関して、監督又は規制することができる<sup>9</sup>」と定めており、イスラム教以外の宗教的活動に対する制約を認めている。

マレーシアの人口を宗教別に見ると、ムスリムが 61%、仏教徒が 20%、キリスト教徒が 9%、ヒンドゥー教徒が 6% を占める<sup>10</sup>。概ね、ムスリムはマレー系、仏教徒は中国系、ヒンドゥー教徒はインド系と、民族ごとに大別できる。

## 3 言語

国語は、連邦憲法によってマレー語と定められている<sup>11</sup>。公用語も同様にマレー語であるが生活においては多様な民族がそれぞれの母語も使用しており、主な言語は、マレー語、英語、中国語、タミル語である。

<sup>5</sup> GDP by State, 2010-2016

[https://www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cthemByCat&cat=102&bul\\_id=VS9Gckp1UUpKQUFWS1JHUnJZS2xzdz09&menu\\_id=TE5CRUZCblh4ZTZMODZlBmk2aWRRQT09](https://www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cthemByCat&cat=102&bul_id=VS9Gckp1UUpKQUFWS1JHUnJZS2xzdz09&menu_id=TE5CRUZCblh4ZTZMODZlBmk2aWRRQT09)

<sup>6</sup> 連邦憲法第 3 条第 1 項

<sup>7</sup> 連邦憲法第 3 条第 1 項

<sup>8</sup> 連邦憲法第 11 条

<sup>9</sup> 連邦憲法第 11 条第 4 項

<sup>10</sup> 出典：外務省 Web サイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

<sup>11</sup> 連邦憲法第 152 条

### 第3節 マレーシアの歴史

#### 1 欧州諸国の進出以前

インド洋と南シナ海の間位置するマレー半島は古くから中国とインドをつなぐ要衝であり、1世紀頃にはインドや中国の交易船が錫や砂金、熱帯雨林の林産物を求めて寄港していた。1403年頃に建国されたマラッカ王国の王はヒンドゥー教徒であったが、当時東南アジア地域の香料や各地の産品を求めて同地に到来し、海上交易を掌握するようになっていたペルシャやアラブ、インドのムスリム商人を惹き付けるためにイスラム教に改宗してイスラム教を保護し、イスラム王朝における世俗の権威者の称号であるスルタンを名乗った。マレーシアにおいて今日まで存続するスルタン制はこれに由来する。他方で北のシャムからの独立を保つため、当時東南アジア地域に進出していた明へ使者を派遣し、朝貢国としてその保護を受けた。こうしてマラッカ王国は、東南アジア地域の諸王国と西アジア、インド、中国を結ぶ海上交易の中継港として発展し、また、東南アジア地域のイスラム教の中心地としても栄え、王国の黄金時代を迎えた。

#### 2 欧州諸国の進出

16世紀前半、ポルトガルが香料諸島（現在のインドネシア・マルク諸島）と香料貿易の中継港であるマラッカ等の獲得を目指して来航し、1511年にマラッカ王国を征服した。17世紀になると、オランダが東南アジアにおいて勢力を強め、1606年にマラッカ海峡でポルトガル艦隊を破り、マラッカを支配した。他方、イギリスは、1786年にフランシス・ライト東インド会社総督がケダ地方のスルタンと交渉し、ペナン島を獲得した。また1819年には、スタンフォード・ラッフルズ総督がジョホール地方のスルタンとシンガポールの割譲について交渉し、同地を獲得した。1826年にペナン、マラッカ、シンガポールは海峡植民地として統合され、ペナンに駐在する海峡植民地知事によって統治された。東インド会社の解散後の1867年には同海峡植民地はイギリス本国の直轄植民地とされた。以後、イギリスは同地を拠点にマレー半島の内陸部へと植民地支配を拡大していった。

イギリスはマレー半島の錫開発に力を入れ、1904年には同地は世界の錫の半分を生産するようになった。錫鉱山開発のために大量の中国人労働者がマレー半島に移入され、やがてマレー半島の錫生産はマレー人の手から中国人に移った。イギリスは1887年までにペラ、スランゴール、ヌグリ・センビラン、パハン地方を保護下に

置いた。さらに1896年には、この4地方をマラヤ連合州

(Federated Malay States)<sup>12</sup>に統合した。他方、1909年に取得したケダ、クランタ

---

<sup>12</sup> イギリスの保護国であり英国海峡植民地総督の下で連邦を組織。ペラ、スランゴール、ヌグリ・センビラン、パハンが該当。

ン、トレンガヌ、プルリスの4地方と、1914年にイギリスの保護下に加えられたジョホールは、非マラヤ連合州（Unfederated Malay States）<sup>13</sup>に統合された。

20世紀初頭、マレー半島では南米産のゴム樹の移植が成功し、また1870年頃から欧米で自動車産業が発展したことから、マレー半島の新たな産品としてゴムに注目が集まるようになり、西沿岸部から内陸部にかけて大規模なゴム農園が拡大し、その安価な労働力として、インドから大量のインド人が移入された。

なお、ボルネオ島の北ボルネオ、サラワク、ブルネイ王国の3地域が、1898年にイギリスの保護領となっている。

### 3 日本軍による占領とマラヤ連邦の独立

1941年12月、日本軍はマレー半島東海岸のコタ・バル（現在のクランタンの州都）に上陸し南下を続け、翌1942年2月にシンガポールに到達した。同時に、日本軍はボルネオ島にも進出し、以後、第2次世界大戦の終結まで日本の統治が続いた。

1945年に第2次世界大戦が終結すると、マラヤは再び英領植民地となった。アジア・アフリカ諸国において独立運動の気運が高まるなか、イギリスは新たに、シンガポールを除くマレー半島全土を含むマラヤ連合（Malayan Union）の構想を示したが、同構想はイギリスの指導の下で自治を与え、各民族に平等に市民権を与えるというものであったため、マレー人の高級官僚や貴族階層を中心に激しい反対にあった。1946年にはマレー人保守層を中心に統一マレー国民組織（United Malays National Organization：以下、「UMNO」という。）が結成され、スルタンの正統性とマレー人の特殊な地位を認め、議会を通じた自治の達成を求める運動が起きた。また、中国系コミュニティにおいてはマレーシア華人協会（Malaysia Chinese Association：以下、「MCA」という。）が結成され、インド系住民の間でもインド系住民の権利を擁護するマレーシア・インド人会議（Malaysia Indian Congress：以下、「MIC」という。）が結成された。これらの政党は、現在のマレーシア政治、とりわけ半島マレーシアの主要民族政党の核になっている。

1948年、マラヤ協定によって、旧マラヤ連合州4州と旧マラヤ非連合州5州の合計9州によるマラヤ連邦（Federation of Malaya）が形成された。また1946年には、サラワクと北ボルネオがイギリスの保護領から直轄植民地となった。

1955年、立法評議会の民選議員選挙が初めて実施され、ケダ州のスルタン家出身であるアブドゥル・ラーマン（Tengku Abdul Rahman）率いるUMNOとMCA、MICの連合が大勝し、イギリスとの交渉の末、遂にイギリスから独立の承認を得た。1957年、マラヤ連邦の独立を規定したマラヤ連邦協定が成立し、同年8月31日にはイギリス植民地のペナンとマラッカを加えた11州から成るマラヤ連邦の独立が達成され、マラヤ連邦は英連邦の一員となった。

---

<sup>13</sup>イギリスの顧問が条約締結により統治に参加。連邦を組織せず地域間の相互協力を有しない。ジョホール、ケダ、プルリス、クランタン、トレンガヌが該当。

#### 4 マレーシアの結成とシンガポールの独立

1961年5月、マラヤ連邦のラーマン首相は、マラヤ、シンガポール、ブルネイ、北ボルネオ、サラワクを含むマレーシア (Malaysia) を結成する構想を発表した。各国との交渉の結果、ブルネイを除くマラヤ連邦、シンガポール、北ボルネオ、サラワクによるマレーシア発足が決定し、1963年9月16日にマレーシアとして独立を果たした。マレーシア成立をめぐっては、インドネシアとマラヤとの連合体構想を掲げマレーシア構想をイギリスによる新植民地主義への妥協であると非難した隣国のインドネシアや、北ボルネオの帰属をめぐるフィリピンとの摩擦が生じた。一方、マレーシア内部においても、マレー人優先政策を主張するマラヤ連邦と、中国系が多数派を形成し、民族間の平等主義を主張するシンガポールとの間で対立が深まり、最終的に1965年8月9日にシンガポールは分離独立した。シンガポールの分離独立後、マレーシアでは1967年に国語法制定によるマレー語使用の強化やイスラム法令国家評議会の創設等が行われ、マレー人優遇政策がさらに推進された。1969年の総選挙で与党連合が得票率45.8%と大幅に議席を減らすと、首都クアラルンプールにおいて、野党勝利の行進を行う中国系とUMNO支持行進を行うマレー人青年が衝突し、約200人の犠牲者を出す大規模な民族暴動（いわゆる「5月13日事件」）に発展した。

### 第4節 近年の政治・経済の動向

#### 1 新経済政策 (New Economic Policy) による近代化の礎

前述の1969年の大規模な暴動の直接的な原因は、総選挙の結果、中国系野党勢力が台頭したため経済のみならず政治分野までも中国系に支配されるのではないかという危機感・苛立ちがマレー系の間で広がったことにあるが、その根底には独立以前から存在したマレー系と中国系との経済格差が独立後も改善されず、マレー系の経済的地位が低いままであったことがあった。

1970年に貧困撲滅とマレーシアの民族構成を反映した経済・社会バランスの構築を目標とする「新経済政策 (New Economic Policy : 以下、「NEP」という。)」(1971年~90年)が策定され、農業をはじめとする第1次産業の近代化や生産性向上を図ることに加え、工業部門等高生産性部門への移行の推進のほか、それまで相対的に所得水準の低かったブミプトラを優遇する方針が示された。

1971年から1980年までは、NEPの内容を具体化した「長期展望計画 (Outline Perspective Plan : 以下、「OPP」という。)」(1970年~1990年)が指針として示され、OPPに沿う形で策定された「第2次マレーシア計画」(1971年~1975年)及び「第3次マレーシア計画」(1976年~1980年)に基づき各種経済政策が実施された。その結果、公営企業を中心に製造業等工業部門が成長し、就業人口についても農業部門から工業部門へシフトしていった。

## 2 ルック・イースト政策と経済発展の加速

1981年に首相に就任したマハティール氏は「東方政策」(Look East Policy)を発表した。同政策は、マレーシアのこれまでの西洋重視を見直し、東方の日本や韓国にも目を向け、その労働倫理や経営手法、技術等を学んでマレーシアに応用し、工業の発展と近代化を加速させようという考え方であった。そのほか、マハティール首相は積極的な外資導入や工業技術の発展、国営企業の民間移管による経済活性化等の経済発展政策を発表した。1985年には約10億RMであった外国資本の直接投資は1990年には約180億RMと20倍近くに増加、1988年から1996年まで9%を超える経済成長率を達成した。

1991年には、2020年までに経済のみならずあらゆる面で<sup>14</sup>先進国入りを目指す「ビジョン2020」<sup>15</sup>を提唱した。

またマハティール首相は、マレー人社会におけるイスラム社会運動<sup>16</sup>の高まりを受け、イスラム主義活動家として知られていたアンワル・イブラヒム(Anwar Ibrahim)を政権に迎え入れ、イスラムの価値観を行政に反映する「イスラム化政策」(Islamization Policy)を推進した。こうして、マハティール政権は経済発展とイスラム化政策によってマレー人からの支持を維持した。

こうした中、1997年のアジア経済危機では為替と株価が急落し、経済が急激に悪化したため、マハティール首相は経済危機対策として、積極財政、金融緩和による景気刺激策への移行、投機を防ぎリングットの安定を図ることを目的とした為替の米ドルへの固定<sup>17</sup>、短期資金の国外持ち出し禁止(後に解除)等の措置を執り、1999年第2四半期には実質GDP成長率がプラス成長に転じるまで経済を回復させた。

他方で、副首相に就任していたアンワル氏は、経済危機対策等においてマハティール首相と対立し、1998年9月に閣僚ポストを更迭され、UMNOからも除名された。その後もアンワル氏は政治改革やマハティール首相退陣を掲げた大規模な反政府集会を展開するなど、政府への対決姿勢を取るが、同月21日に国内治安維持法により逮捕され失脚した。

---

<sup>14</sup> マレーシア新経済モデルでは、「先進国＝高所得国」と定義し、さらに「高所得国は国民1人当たり国民総所得(GNI)1万5千ドル以上」と位置づけている。

<sup>15</sup> 80年代後半からの高度成長によって、マレーシア経済は工業国へと大きく構造転換し、90年代以降さらに技術集約型産業・高付加価値産業へシフトさせるためのグランド・デザインと長期ビジョンが必要とされており、「ビジョン2020」はそれに応じたものであった。

<sup>16</sup> マレーシアでは1969年の人種暴動を機にダウワ(宣教)運動と総称される、イスラムの原則に基づく社会の建設を目指す社会運動が発生した。

<sup>17</sup> 1990年にオフショア市場を開設したマレーシアは、1997年までにGDP(国内総生産)の6%に及ぶ借金を抱えていた。同年7月にはマレーシアの通貨リングットがヘッジファンドによる空売りの打撃を受け、同年8月、管理された変動相場制(事実上の固定相場制)から変動相場制へ移行した。2005年7月、再度管理変動相場制に移行した。



マハティール首相は 2002 年 6 月の UMNO 党大会の閉会演説中に、突如、政府及び党内の全ての要職から引退する旨を発表し、2003 年 10 月に引退した。これにより、22 年に及んだマハティール政権は幕を閉じた。そして、アブドゥラ・バダウィ (Abdullah bin Ahmad Badawi) 副首相が第 5 代首相に就任した。

### 3 アブドゥラ政権下のマレーシア

アブドゥラ首相は、マハティール前首相の大型インフラ・プロジェクト建設等を中心とする開発路線を基本的に継承しつつ、農業振興、人的資本育成、汚職対策、財政均衡等を新政権の目標として掲げた。これらの目標を実現させていくため五大経済回廊構想 (長期地方経済発展計画) を打ち出した。この構想は、イスカンダル開発地域 (ジョホール州)、北部経済回廊地域 (ペナン州、ケダ州、ペラ州の一部)、東海岸経済地域 (クランタン州、トレンガヌ州、パハン州)、サバ開発回廊、サラワク再生可能エネルギー回廊といった、マハティール政権下で投資が集中した首都圏以外の地域において、製造業や流通の発展、農業、漁業、畜産業等の振興を通して経済発展の促進をうたったものである。またアブドゥラ政権は、マハティール前政権のイスラム化政策も継続した。

2004 年 3 月に実施された第 11 回総選挙では与党連合国民戦線 (BN)<sup>18</sup>が大勝し、基盤を強固なものとしたアブドゥラ政権であったが、2008 年 3 月に実施された第 12 回総選挙では、BN の下院議席数が前回総選挙から大きく落ち込み、下院選と同時に行われた州議会選挙においても 4 州で政権を野党にとられた。BN が大きく議席を減らした原因としては、マハティール元首相や野党勢力からの批判によるアブドゥラ首相のイメージ低下、アンワル元副首相主導による野党間の選挙協力の成功、ブミプトラ優遇政策に対する非ブミプトラの不満の高まり、物価上昇、汚職の蔓延、犯罪増加の他、インターネットの普及により政府に批判的な記事を掲載するオンライン・メディアやブログが普及したことなどが背景にあるといわれている。

総選挙での大敗の責任を問われたアブドゥラ首相は、2009 年 4 月、辞任を表明し、ナジブ副首相が第 6 代首相に就任した。

### 4 ナジブ政権下のマレーシア

ナジブ首相は、就任当初、新政権の目標として「一つのマレーシア、国民第一、即時実行 (One Malaysia, People First, Performance Now)」を掲げて、全ての国民の利益のために貢献するという立場から、マハティール元首相やアブドゥラ前首相のような民族・宗教的アジェンダは打ち出さず、国民統合、行政の効率化、経済の活性化等を主な政策課題と位置付けた。また、前回の総選挙における BN 「大敗」の原因の一つが非ブミプトラの BN 離れであったことを深刻に受け止め、彼らへの働きかけにも力を入れた。

ナジブ首相は経済の活性化にも力を入れ、首相の管轄下に専門家集団からなる経

---

<sup>18</sup> UMNO が 1974 年に 4 つの野党を編入して発足させた政党連合。

済諮問評議会 (National Economic Advisory Council) が新設され、マハティールが提唱した「ビジョン 2020」の最後の 10 年間の指針として、同評議会によって、新経済モデル (New Economic Model) が策定された。この政策は、高所得、国民全体の発展、持続可能な発展の 3 目標を同時に達成し、国民の生活の質向上を図る狙いがあった。加えて、ナジブ首相は 2016 年 10 月に長期指針に当たる「2050 年国家改革」(Transformasi Negara 2050) を発表した。これは 2050 年までの世界の先進国上位 20 ヶ国に入ることを目標とした野心的なものであり、「ビジョン 2020」終了後 30 年間の努力目標・指標と位置付けられている。

さらに、ナジブ首相は、政権による批判勢力の取締に使用された国内治安維持法を撤廃するなど政治的自由化にも取り組んだ。このように、ナジブ首相は、行政・経済・政治改革を通じ、非ブミプトラの支持を取り戻そうと試みたが、目立った成果は得られず、2013 年 5 月に実施された第 13 回総選挙において、BN は政権を維持するも、得票率は 47%にとどまり、野党連合である希望連盟 (Pakatan Harapan : 以下、「PH」という。) の 50%を下回った。その結果、連邦下院の議席数を 2 議席減らし (133 議席獲得)、当初目標としていた連邦憲法改正に必要な 3 分の 2 議席 (148 議席) の回復には至らなかった。

こうした中、UMNO を中心に①半島農村部及び東マレーシアへの依存を強めると同時に、②野党勢力の分断を図ることで、体制維持を実現する戦略が追求され始めた。まず UMNO は、依然として安定した支持基盤である農村部のマレー系有権者への更なる利益誘導を行い、また、マレー系有権者の間で受けの良い「マレー人の特権」及び「イスラム教の神聖性」といった争点を、これまで以上に強調することで、その支持をつなぎとめようとした。その結果、マレー系と非マレー系と、民族間の緊張関係が高まり始め、これに起因する社会問題が頻繁に報じられるようになった。2014 年以降、ナジブ首相の支持率は低下傾向にあり、2015 年に浮上した政府系投資ファンド (1 Malaysia Development Berhad : 以下、「1MDB」という。) を巡る汚職疑惑<sup>19</sup>も支持率を押し下げる要因となっていた。かかる状況を背景として、2018 年 5 月に政権交代が実現されることとなった。

## 5 マハティール政権 -独立後初の政権交代-

2018 年 5 月 9 日に投票が行われた第 14 回総選挙 (連邦下院議員選挙) において、1957 年のマレーシア独立以来政権を維持していた BN) が大敗し、マハティール元首相が率いる野党連合 PH が過半数を獲得して勝利し、独立後初の政権交代が実現した。

前述の 1MDB を巡る汚職疑惑や与党による情報統制や選挙操作、物価高騰や物品・サービス税 (GST) による国民生活の圧迫等でナジブ政権への嫌悪感、批判が増大したことに加え、マハティール元首相がアンワル元副首相と和解して野党勢力の結集

---

<sup>19</sup> 2009 年から 2014 年の間に約 45 億ドルが 1MDB から不正に流用された。ナジブ首相はそのうちの 7 億ドル近くを横領した容疑等で逮捕、起訴された。

に成功し、汚職撲滅・法の支配の復活・国民生活の改善等を掲げて支持を拡大した。政権交代があり得るとの期待から特に野党を支持する若年層の選挙への関心が高まった。

今回の総選挙に当たり、野党であった希望連盟（PH）は 60 の項目からなる公約集を作成し、そのうち 10 項目を新政権発足後 100 日間で実現するとした。新政権発足後、例えば、物品・サービス税（GST）<sup>20</sup>は総選挙後まもなく廃止され、GST 導入以前に施行されていた売上・サービス税（SST）<sup>21</sup>が 9 月から再導入された<sup>22</sup>。また、外国が受注した大型事業の見直しについては、受注者である中国やシンガポールに対して価格面での正当性を改めて精査するなどのために計画の見直しを迫った。また、燃料補助金<sup>23</sup>の復活については財政余力が低下していることを理由に一旦は見送られたものの、2019 年度からの開始に向け 2019 年度予算に盛り込まれた。最低賃金については、2018 年までマレー半島では月額 1,000RM（約 26,560 円）、サバ・サラワクでは 920RM（約 24,435 円）であったものを、2019 年から全国一律で月額 1,100RM（約 29,216 円）を適用した。

【表 5：希望連盟（PH）の 10 の公約】

1	物品・サービス税の廃止・生活負担軽減策の実施
2	石油価格の安定化・中小型車両・二輪車に対する燃料補助金の導入
3	連邦土地開発機構（Federal Land Development Authority：以下、「FELDA」という。）の開拓民に対する債務免除
4	従業員積立基金による主婦向けの積立金制度の導入
5	最低賃金の全国統一及び引き上げ
6	月収 4,000RM 以下の者に対する国家高等教育基金機構奨学金の返済猶予と返済者ブラックリストの廃止
7	IMDB、FELDA、国民福祉評議会（Majlis Amanah Rakyat）、巡礼基金に関する王立調査委員会の設置と経営陣刷新
8	1963 年マレーシア協約の調査・施行のための内閣特別委員会の設置
9	所得下位 40%世帯に対し、民間病院でのプライマリーケア診療に 500RM（約 13,280 円）を補助する健康保険制度の導入

<sup>20</sup> 物品・サービス税（GST）は、日本の消費税に相当する、各流通段階で売買が発生するたび課税される多段階方式である。

<sup>21</sup> 売上・サービス税（SST）は一段階方式である。売上税は、製造業者が卸売業者に販売する時点、または卸売業者等が課税対象品を輸入する時点で 1 回課税される。サービス税は、特定サービスの事業者が課税対象サービスを提供する時点で課税される。

<sup>22</sup> マレーシアでは、2015 年 4 月 1 日から、それまでの SST に代わって 6% の GST が導入されていた。近年マレーシアでは「生活費の上昇」が政治的にも大きな問題になっており、特に、2014 年夏以降、米ドルに対する通貨・リンギ安が急速に進み、輸入物価が上昇したことが、これに追い打ちを掛けていた。2015 年の SST から GST への移行はまさにこうした時期に行われたため、国民の不満が高まっていた。これに対して、2018 年 5 月の総選挙に向けて PH は消費税を廃止して従来の SST に戻すことなどを公約として掲げていた。

<sup>23</sup> 燃料補助金は燃料・電力の価格安定を目的として石油精製事業者や電力事業者に支給されるものであったが、2014 年 12 月に廃止されていた。

10	外国が受注した大型事業に関する詳細な調査の実施
----	-------------------------

出典：（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所

「新しいマレーシア」の誕生 政権交代の背景と展望」

前マハティール政権下にて副首相として重用されたものの、マハティール首相との軋轢から失脚し、2015年の同性愛を理由とした有罪判決確定以降は投獄されていたアンワル元副首相は、新政府発足後、国王から恩赦を得て釈放され、2018年10月の下院補欠選挙において当選を果たし、国会議員に復帰した。総選挙前後にはマハティール首相はアンワル元副首相が政界に復帰した暁には首相の座を退くと発言していたが、その後1、2年は首相の座に留まるとも発言しており、どのように首相の交代がなされるかは不透明な状況にある。

新政権は2018年10月に国家5カ年計画「第11次マレーシア計画」（2016～2020年）を改定し、開発計画の柱として以下の6つの柱を設定した。

**【表6：新政権が設定した6つの開発計画の柱】**

1	公共サービスの透明性と効率性向上に向けたガバナンス改革
2	包括的発展と福祉の強化
3	公平な地域発展の追求
4	人的資本の能力開発
5	環境配慮型の成長を通じた環境持続性の強化
6	経済成長の増進

今回の改定では目標値の下方修正や予算の修正が行われた。すなわち、2018年から2020年までの実質GDP成長率の目標値を5.0～6.0%から4.5～5.5%へ下方修正するとともに、一人当たりの国民総所得（GNI）の目標値47,720RM（約127万円）の達成時期を2020年から2024年へと後ろ倒した。また、当該計画実施期間中の開発予算を2,600億RM（約6兆9,056億円）から2,200億RM（約5兆8,432億円）へ縮小し、財政赤字を対GDP比3.0%に抑えることが新たに目標として設定された。

## 第2章 連邦

### 第1節 マレーシアの連邦制度の概要

#### 1 マレーシアの統治機構の概要

マレーシアは13州から構成される連邦国家である。マレーシアの地方制度は上から連邦政府、州政府、地方自治体の三層構造になっている。地方自治体は特別市、一般市、町の3つの分類があり、自治が認められている。

国家元首の地位にあるのは国王である。国王は、各州の州元首によって構成される統治者会議によってマレー半島部の9州の州元首の中から5年ごとに選挙で選出される。

連邦の行政権は国王に属しており、首相及び内閣の助言に基づいて行使される。連邦下院議会で多数の信任を得ている議員が国王によって内閣の長である首相に任命される。各大臣は首相の勧告に基づいて国王が任命するが、連邦の上院あるいは下院のいずれかの議員である必要がある。

州の元首は旧マラヤ連合州（4州）と旧非マラヤ連合州（5州）ではイスラム教国の世襲の統治者であるスルタンが担い、その他4州では国王が任命する州長が置かれる。

連邦と州の権限関係は連邦憲法に規定されており、州はイスラム法、マレー人の生活習慣、土地、農林業、地方自治等を主な権限とする。連邦は国防、外交、教育等の権限を持ち、連邦と州の権限が重複する場合は連邦が優先する。

地方自治体の長と議員は州によって任命される。マレーシアの地方自治体は議会及び議員の内部組織として行政事務を執行する事務局から構成され、自治体の長は議決機関と執行機関の長の役割を兼ねる。

連邦憲法上、自治体に関することは州の権限となっており、州は自治体の予算や条例策定への関与等、強い権限を有する。また、連邦の住宅・地方自治体省は自治体への補助金や各種指導を通じて自治体への影響力を有している。

#### 2 連邦憲法

現在の連邦憲法（Federal Constitution）は、イギリスからの独立を果たした1957年8月に施行されたマラヤ連邦憲法を改正の上、1963年9月のマレーシア結成時に施行されたものである。

連邦憲法は国家の最高法規であり<sup>24</sup>、その改正には上院、下院議員の3分の2以上の賛成が必要である<sup>25</sup>。同憲法は第2章で基本的人権を保障するとともにこれらの権利は一定の公共目的のため制約されることを規定している<sup>26</sup> <sup>27</sup>。社会権に関する規

---

<sup>24</sup> 連邦憲法第4条

<sup>25</sup> 連邦憲法第159条

<sup>26</sup> 連邦憲法第5条から第13条まで

<sup>27</sup> 1969年に民族間の対立に起因する暴動の発生を受け、1971年3月の憲法改正により言論、集会、結社の自由に対する制限規定が加えられた。国家の安全と社会秩序維持の観点から、国籍、国語、マレー系の優先的地位、スルタンの地位について、疑問を提示する

定はなく、法律レベルの問題とされている。

統治機構については同憲法第4章以降に定められており、いわゆる立憲君主制を採用し、国家元首としての国王の地位を明記するとともに、立法、行政、司法の三権について規定している<sup>28</sup>。

各州はそれぞれ自ら憲法を制定する権能を有し、連邦憲法では、世襲の統治者であるスルタンや国王によって任命される州長等州の元首に関する規定と、州立法議会の権限を明記しているのみであり、詳細は州憲法に委ねられている。

### 3 連邦の構成

#### (1) 州

マレーシアは、ジョホール (Johor)、クダ (Kedah)、クランタン (Kelantan)、マラッカ (Melaka, Malacca)、ヌグリ・センビラン (Negeri Sembilan)、パハン (Pahang)、ペナン (Pulau Pinang, Penang)、ペラ (Perak)、プルリス (Perlis)、サバ (Sabah)、サラワク (Sarawak)、スランゴール (Selangor)、トレンガヌ (Terengganu) の計 13 州からなる連邦国家である<sup>29</sup>。これら 13 州の中で、半島マレーシアにある 11 州に対しては、連邦政府が州政府に対して強い権限を有しているが、サバ州とサラワク州については、マレーシア結成時の合意に基づき、現在でも他の州と異なった権限が認められている。

#### (2) 連邦地域

連邦憲法は、首都等特別な地域を対象に、連邦地域 (Federal Territory) を設置している<sup>30</sup>。現在、クアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤの3ヶ所が連邦地域となっており、これらの地域では連邦憲法と連邦法が適用される。

これらの地域では、連邦政府の連邦地域省 (Ministry of Federal Territories) の所管の下、独立した主体である地方自治体 (クアラルンプール) や公社<sup>31</sup> (ラブアン、プトラジャヤ) が具体的な行政サービスを提供し、スランゴール州やサバ州政府の権限は及ばない。

---

ことが禁じられている (連邦憲法第 10 条第 4 項)。

<sup>28</sup> 連邦憲法では、立法権は国王と両院 (上院・下院) に、行政権は国王に属すると規定されている。

<sup>29</sup> 連邦憲法第 1 条第 2 項

<sup>30</sup> 連邦憲法第 1 条第 4 項

<sup>31</sup> 公社とは、自治体が存在しない地域において、当該地域を維持管理するに必要なサービスを住民に提供する政府系会社のことを言う。

【表 7 : 連邦地域の概要】

名称	所在州	設置年	特徴
クアラルンプール (Kuala Lumpur)	スランゴール	1973 年	首都
ラブアン(Labuan)	サバ	1984 年	オフショア金融の 中心地
プトラジャヤ (Putrajaya)	セランゴール	2001 年	新行政都市として 首都機能移転

## 第 2 節 連邦の統治機構

### 1 元首

国家の元首は国王（Yang di-Pertuan Agong）である。国王は、スルタンを有する 9 州（旧マラヤ連合州・旧非マラヤ連合州）から、統治者会議（Majlis Raja-Raja, Conference of Rulers）<sup>32</sup>において互選により決定される。国王の任期は 5 年である<sup>33</sup>。

国王は、国軍の最高司令官<sup>34</sup>、連邦首相の任命権<sup>35</sup>、下院の解散の同意権<sup>36</sup>、法案の裁可権<sup>37</sup>、緊急勅令権限<sup>38</sup>等の権限を有するとともに、内閣の助言に基づき、国会を通過した法律の公布等、憲法及び法律で定められた国事に関する行為を行う<sup>39</sup>。統治者会議は国王により主宰される<sup>40</sup>。

### 2 立法

#### (1) 国会

立法権は国会（Parliament）に属する。国会は、上院（Dewan Negara, Senate）、下院（Dewan Rakyat, House of Representative）からなる両院（Majlis, House of Parliament）により構成されている<sup>41</sup>。

原則として両院は対等であり、法案は両院の議決を経て成立する<sup>42</sup>が、下院で先に審議されるのが慣例となっている。また、下院の優位が規定されており、例えば、予算案では常に下院で先議され、下院を通過して 30 日経過した場合、当

<sup>32</sup> スルタンはイスラムの擁護者でもあるため、統治者会議ではイスラムに関する事項（例年の断食月の開始・終了等）も議事決定される。

<sup>33</sup> 連邦憲法第 32 条

<sup>34</sup> 連邦憲法第 41 条

<sup>35</sup> 連邦憲法第 40 条第 2 項

<sup>36</sup> 連邦憲法第 40 条第 2 項

<sup>37</sup> 連邦憲法第 44 条

<sup>38</sup> 連邦憲法第 150 条

<sup>39</sup> 連邦憲法第 40 条

<sup>40</sup> 連邦憲法第 38 条

<sup>41</sup> 連邦憲法第 44 条

<sup>42</sup> 連邦憲法第 66 条

該予算は自動的に成立することになる<sup>43</sup>。

## (2) 上院

上院は、州立法議会によって選出された 26 名（国内 13 州から 2 名ずつ選出される）と、職能代表、文化功労者、社会貢献者、少数民族代表等から首相の助言により国王が任命した議員 44 名、計 70 名からなる。ただし、任命議員のうち 4 名は、連邦地域から任命されることになっており、クアラルンプール連邦地域から 2 名、ラブアン連邦地域とプトラジャヤ連邦地域から 1 名ずつ、任命される。いずれの場合も、議員の任期は 3 年である<sup>44</sup>。

連邦憲法は、選出の要件として、満 30 歳以上でマレーシア国籍を有することとしている<sup>45</sup>。また、精神に異常が生じた場合や破産した場合など、欠格事由についても規定している<sup>46</sup>。

## (3) 下院

現在、下院の定数は 219 名である<sup>47</sup>。議員の任期は 5 年で、首相の助言により国王が同意すれば解散することができる<sup>48</sup> <sup>49</sup>。下院議員の選出にあたっては、小選挙区制により選挙が実施され、満 21 歳以上のマレーシア国籍を有する者が選挙権、被選挙権を有する<sup>50</sup>。欠格事由については上院と同様である<sup>51</sup>。

## (4) 立法権限

国会は、連邦憲法において連邦の所管とされている事項及び州と共同して所管している事項について、法律を制定する権限を有する<sup>52</sup>。具体的には、外交、国防、国内治安、司法関係等が連邦の所管事項に、社会福祉、都市計画等が州との共同所管事項となっている<sup>53</sup>。共同所管事項については、連邦及び州が立法権限を有する。連邦法と州法の間で矛盾が生じる場合は連邦法が優先する<sup>54</sup>。

富の源泉となる土地や天然資源等の重要な事項が州の所管事項となっており、

---

<sup>43</sup> 連邦憲法第 68 条

<sup>44</sup> 連邦憲法第 45 条

<sup>45</sup> 連邦憲法第 47 条

<sup>46</sup> 連邦憲法第 48 条

<sup>47</sup> 連邦憲法第 46 条

<sup>48</sup> 連邦憲法第 55 条

<sup>49</sup> 日本の衆議院と同様に、下院の解散については、連邦憲法上内閣不信任案への対抗手段としての解散が想定されている（連邦憲法第 43 条第 4 項）ほか、議員内閣制の性質上、事実上首相が下院の解散権を有すると考えられる（Andrew Harding（1996）「Law, Government and the Constitution in Malaysia」参考）。

<sup>50</sup> 連邦憲法第 47 条及び第 119 条

<sup>51</sup> 連邦憲法第 48 条

<sup>52</sup> 連邦憲法第 74 条

<sup>53</sup> 連邦憲法第別表 9

<sup>54</sup> 連邦憲法第 75 条



一見すると州の権限が強く映るが、天然資源に関する事項についてはサバ、サラワク州を除く半島マレーシアの11州の州政府は連邦政府から専門的な助言を受けることが規定されている<sup>55</sup>。

マレーシアでは連邦制を敷きながらも、州の権限が憲法上制限されており、連邦の権限が強い仕組みがつけられている。

【表8：マレーシアにおける連邦政府、州政府立法権限一覧】

連邦政府所轄	州政府所轄（連邦地域を除く）
1 外交	1 イスラム法、家族法、慣習
2 防衛	2 土地、鉱物資源
3 国内治安	3 農林業
4 民事法、刑事法、司法権	4 地方自治
5 国籍及び外国人登録	5 地方独自の諸事業
6 選挙・連邦政府の行政機構	6 公共事業／道路・橋、水道事業等
7 財政	7 州政府機構
8 貿易、商工業	8 州休日
9 海運、海洋・水産業	9 州法で扱う犯罪の設定
10 通信、交通	10 州の目的のための調査
11 連邦の公共事業、水道・電気・ガス	11 州政府管轄事項の損害賠償
12 統計調査	12 亀と河川漁業
13 教育	サバ州及びサラワク州の所轄
14 医療、保健	1 先住民族の慣習法
15 労働、雇用保障	2 州法に基づく法人設立
16 先住民族の福祉	3 港湾
17 国家資格	4 図書館・博物館・歴史的文化遺産
18 連邦の休日・標準時	5 土地台帳の調査
19 法人格のない団体	6 鉄道（サバのみ）
20 農地の害虫駆除、植物病害の予防	
21 出版・印刷	
22 検閲	
23 劇場、映画館等娯楽施設 （許認可は州）	
24 協同組合	
25 防災、消火	

<sup>55</sup> 連邦憲法第94条、第95E条

連邦・州政府共同所轄	連邦・サバ州及びサラワク州の共同所轄
1 社会福祉	1 家族法
2 奨学金	2 食品の品質管理
3 野生動物の保護、国立公園管理	3 15 トン以下の船舶航行
4 畜産、動物虐待保護、獣医療サービス	4 水力発電
5 住宅・市街地計画	5 農林業の統計調査
6 路上生活者	6 慈善活動団体
7 公衆衛生	7 劇場等娯楽施設全般
8 灌漑、排水等土木	8 間接選挙による州議会議員選挙
9 採掘現場、土壌侵食現場の復旧	9 1970 年代までの医療・薬務・保健 (サバのみ)
10 火災安全対策、建造物の防火基準	

### 3 行政

#### (1) 内閣

行政権は国王に属し、国王は、内閣の助言と承認に基づいて権限を行使する<sup>56</sup>。国王は、下院において多数の信任を得た議員を首相（Perdana Menteri, Prime Minister）に任命し、さらに首相の助言に基づき、上院、下院の両院議員の中から他の閣僚（Menteri, Minister）を任命する。内閣は、連帯して国会に対し責任を負う<sup>57</sup>。

#### (2) 行政機構

行政機構は、2019 年 6 月現在 1 府（首相府）23 省からなる。各府省には、大臣（Minister）、副大臣（Deputy Minister）が置かれ、その下に政務次官（Parliamentary Secretary）と事務次官（Secretary General）が設けられている。いわゆる官僚組織は、事務次官を筆頭に、複数名の副事務次官（Deputy Secretary General）がおり、それぞれの下に内部部局として課（Division）が設置されている。

多くの府省では、副事務次官の下に設けられている内部部局とは別に、いわゆる外局として、やや独立性を有する機関である局（Department）や庁（Agency, Authority 等）を設置している。これら外局は、責任者である局長（Director General）や長官（Chief Executive）の下、省から独立した予算執行権限を有する。

また、連邦の府省の中には、地方機関を設けているものもある。教育省（Ministry of Education）は、プルリスとサラワクを除く各州とクアラルンプ

<sup>56</sup> 連邦憲法第 39 条及び第 40 条

<sup>57</sup> 連邦憲法第 43 条

ールに地方教育局を設置し、州内における教育行政を実施している。

マレーシアの連邦府省の中で地方自治体に係る事務を所管しているのは住宅・地方自治体省（Ministry of Housing and Local Government）である。住宅・地方自治体省の目的は住宅開発分野、地方行政サービス分野、消防救助サービス分野における政府開発目標を実現し、国民の生活を向上することである。住宅・地方自治体省については第4章において詳述する。

### （3）法定機関

行政機構とは別に、府省の定めた方針に基づく具体的な施策を実行する機関や各種研究機関等、個別法に基づき設置される政府機関としての法定機関（Statutory Body）が存在する<sup>58</sup>。各府省は法定機関に対する監督権限を有するが、独立した機関としてより柔軟な運営が認められている。

現在、連邦政府は74の法定機関を所管している。観光・芸術・文化省（Ministry of Tourism, Arts and Culture）の法定機関であるマレーシア観光振興局（Malaysia Tourism Promotion Board）等のほか、大学やポリテクニク<sup>59</sup>といった高等教育機関も法定機関に含まれている。

## 4 司法

### （1）司法権の独立

連邦憲法は司法権の独立を保障している。裁判所は、一般の訴訟審理のほか、憲法を含めた個別法の解釈を行うことができ、連邦法や州法の無効、連邦や州の行為が違法であることを宣言することができる<sup>60</sup>。

### （2）裁判所の構成

裁判所は上級裁判所と下級裁判所から構成される。

連邦憲法に基づき設置される上級裁判所として、連邦裁判所（Federal Court）、控訴裁判所（Court of Appeal）、高等裁判所（High Court）がある<sup>61</sup>。現在、連邦裁判所と控訴裁判所の所在地は連邦地域であるプトラジャヤ内である。高等裁判所は半島マレーシアとボルネオ島で1ヶ所ずつ、計2ヶ所設けられている<sup>62</sup>。

---

<sup>58</sup>日本でいう独立行政法人に該当する機関である。通常、法定機関の職員は公務員ではない。

<sup>59</sup>ポリテクニク（Polytechnic）は、会計、マスコミ、情報通信、科学、デザイン、看護等、さまざまな分野における実務家を養成する教育機関で、大学準備課程にあたる。修学年数は3年が一般である。

<sup>60</sup>Jayum Anak Jawan（2003）, Malaysian Politics & Government, Karisma Production Sdn.Bhd. p139。

<sup>61</sup> 連邦憲法第121条

<sup>62</sup> 正式名称は、マラヤ高等裁判所（High Court in Malaya）とサバ・サラワク高等裁判

これら上級裁判所の長官や判事は、統治者会議の協議を経て、首相の助言に基づき国王が任命する<sup>63</sup>。

一方、下級裁判所としては、連邦憲法により、セッションズ裁判所 (Sessions Court)、治安判事裁判所 (Magistrates Court)、少年裁判所 (Juvenile Court)、地区長裁判所 (Pengkulu's Court) が設置されているが、今日、地区長裁判所において裁判が行われる例はほとんどない<sup>64</sup>。

### (3) その他の裁判所

これまで述べてきた裁判所の機構から独立したものとして、イスラム教徒間の訴訟を管轄するイスラム裁判所 (Syariah Court) が設けられており、イスラム法上の犯罪、イスラム教徒の親族関係や相続関係等を扱っている。これらの事項については、連邦憲法の規定に基づき州の権限 (各州のスルタンの権限。ただし、スルタンが存在しない州は国王) となっている<sup>65</sup>。また、国王やスルタンに関する訴訟は、特別裁判所 (Special Court) が扱うこととされている<sup>66</sup>。

---

所 (High Court in Sabah and Sarawak) である (連邦憲法第 121 条第 1 項)。

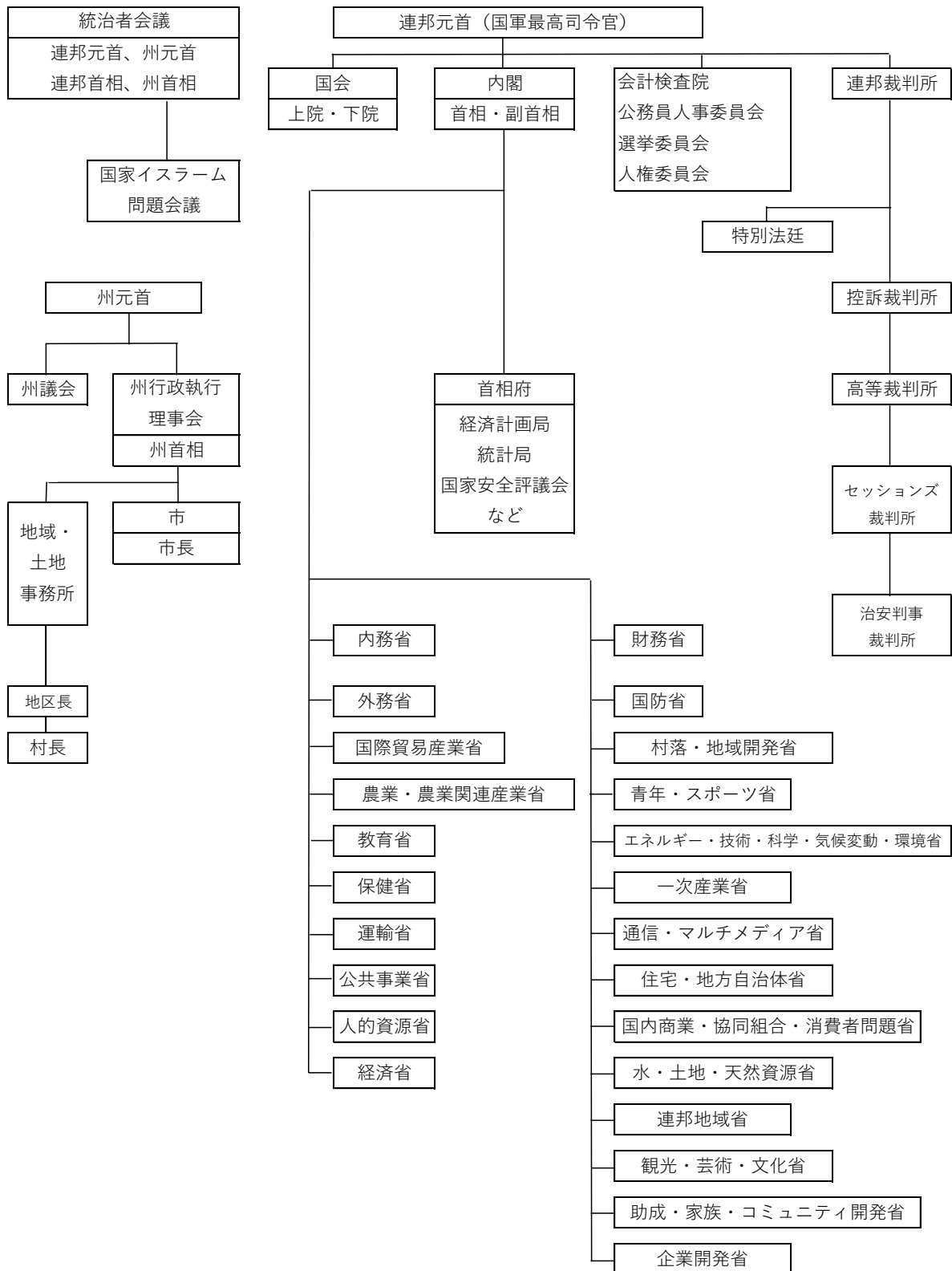
<sup>63</sup> 連邦憲法第 122 条 B

<sup>64</sup> マレーシア日本人商工会議所 (2005 年)、前掲書 p18。

<sup>65</sup> 連邦憲法第 74 条及び同法別表第 9

<sup>66</sup> 連邦憲法第 181 条

【図2：マレーシアの統治機構図】



出典（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所  
「史上初の政権交代とマハティールの2度目の首相就任:2018年のマレーシア」）

### 第3節 連邦の財政

マレーシア政府は、主として長期・中期・短期計画の3つの計画<sup>67</sup>を策定し、社会・経済政策を推進している。すなわち、長期計画において設定した枠組みに従い、中期計画において事業を具体化し、短期計画たる連邦予算において具体的政策を実行する。

連邦予算に関する主な資料として、議会において発表される「予算演説 (Budget Speech)」と財務省が発表する「Economic Report」がある。

「予算演説 (Budget Speech)」では当年度に政府が取り組む課題、それに対する施策・予算及び当年度と次年度の経済成長率等の見通しが示される。

「Economic Report」では経済・財政状況の分析及び分野別の統計値等が示される。なお、マレーシアの会計年度は1月から12月までである。

#### 1 連邦の財政規模

連邦の財政規模は、歳入が約2,365億RM（約6兆2,814億円）、歳出が約2,904億RM（約7兆7,130億円）である（2018年決算ベース）。財政収支は1998年以降赤字が続いている<sup>68</sup>。

【表9：連邦全体の決算状況】

（単位：百万RM）

年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
歳入①	220,626	219,089	212,421	220,406	236,460
租税収入	164,205	168,140	169,343	177,658	174,700
租税外収入	56,421	53,649	43,078	42,748	61,760
歳出②	259,092	257,766	252,168	262,579	290,350
経常経費	219,589	216,998	210,173	217,695	235,450
開発経費	39,503	40,768	41,995	44,884	54,900
収支①－②	△38,466	△38,677	△39,747	△42,173	△53,890

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance (2019), Economic Report 2018」）

#### 2 国全体の歳入・歳出に占める連邦の割合

歳入・歳出ともに連邦が政府全体の約9割を占め、残り約1割が州又は地方自治体分となる。

【表10：国全体の歳入・歳出に占める連邦・州・地方自治体の割合】

<sup>67</sup> 長期計画には「ビジョン2020」、中期計画には5ヵ年計画である「第11次マレーシア計画」などが該当する。

<sup>68</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所「ビジネス短信」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/3a5874f5983ac97d.html>

**【歳入】**

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連邦	87%	87%	87%	88%	89%
州	9%	10%	9%	8%	7%
地方自治体	3%	3%	4%	4%	4%

**【歳出】**

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連邦	90%	91%	90%	90%	89%
州	7%	6%	7%	6%	8%
地方自治体	3%	3%	4%	4%	3%

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance (2019) ,Economic Report 2018」）

### 3 連邦の歳入・歳出

#### (1) 歳入

租税収入が約8割を占めており、石油所得税等<sup>69</sup>の石油関連収入の比率が高いため、石油価格変動の影響を大きく受ける。歳入基盤の強化のため、2015年4月に物品・サービス税（GST）が導入されたが、前述のとおり、新政権によってGSTは廃止され、売上税及びサービス税（SST）が再導入されている。

#### (2) 歳出

歳出は経常経費と開発経費に大別され、経常経費が8割以上を占める。経常経費は人件費等の義務的経費、開発経費は「第11次マレーシア計画」等の中期計画に基づき決定されるインフラ整備・改良等の事業費である。

<sup>69</sup> 石油関連事業に従事する法人の所得に対する税

【表 11：政府歳入・歳出内訳（決算ベース）】

（単位：百万 RM）

項目	2014年	%	2015年	%	2016年	%	2017年	%	2018年	%
<b>歳入</b>	<b>220,626</b>		<b>219,089</b>		<b>212,421</b>		<b>220,406</b>		<b>236,460</b>	
租税収入	164,205	74.4%	165,440	75.5%	169,343	79.7%	177,658	80.6%	174,700	73.9%
直接税	126,742	57.4%	111,770	51.0%	109,608	51.6%	116,024	52.6%	133,474	56.4%
所得税	24,423	11.1%	26,321	12.0%	27,566	13.0%	28,945	13.1%	34,800	14.7%
法人税	65,240	29.6%	63,679	29.1%	63,625	30.0%	64,465	29.2%	70,536	29.8%
石油所得税	26,956	12.2%	11,559	5.3%	8,422	4.0%	11,761	5.3%	16,845	7.1%
その他	10,124	4.6%	10,211	4.7%	9,995	4.7%	10,853	4.9%	11,293	4.8%
間接税	37,462	17.0%	56,370	25.7%	59,735	28.1%	61,634	28.0%	41,226	17.4%
輸出税	1,893	0.9%	1,039	0.5%	980	0.5%	1,355	0.6%	1,600	0.7%
輸入税	2,670	1.2%	2,732	1.2%	2,905	1.4%	2,784	1.3%	2,800	1.2%
物品税	12,925	5.9%	11,890	5.4%	11,705	5.5%	10,112	4.6%	10,691	4.5%
売上税	10,939	5.0%	5,223	2.4%	103	0.0%	47	0.0%	2,880	1.2%
サービス税	6,278	2.8%	3,038	1.4%	103	0.0%	15	0.0%	1,120	0.5%
GST	-	-	27,012	12.3%	41,206	19.4%	44,290	20.1%	19,100	8.1%
その他	2,758	1.3%	2,736	1.2%	2,733	1.3%	3,031	1.4%	3,035	1.3%
租税外収入	56,421	25.6%	53,649	24.5%	43,078	20.3%	42,748	19.4%	61,760	26.1%
<b>歳出</b>	<b>259,092</b>		<b>257,766</b>		<b>252,168</b>		<b>262,579</b>		<b>290,350</b>	
経常経費	219,589	84.8%	216,998	84.2%	210,173	83.3%	217,695	82.9%	235,450	81.1%
経済分野	19,310	7.5%	20,157	7.8%	18,861	7.5%	16,878	6.4%	17,954	6.2%
農業・地域開発	5,415	2.1%	4,777	1.9%	4,286	1.7%	4,480	1.7%	4,252	1.5%
エネルギー・公共施設	125	0.0%	246	0.1%	119	0.0%	96	0.0%	329	0.1%
商工	6,689	2.6%	6,865	2.7%	5,466	2.2%	3,156	1.2%	3,707	1.3%
運輸	5,355	2.1%	5,518	2.1%	6,128	2.4%	6,146	2.3%	6,551	2.3%
通信	77	0.0%	140	0.1%	93	0.0%	96	0.0%	102	0.0%
環境	118	0.0%	134	0.1%	130	0.1%	99	0.0%	135	0.0%
その他	1,531	0.6%	2,477	1.0%	2,639	1.0%	2,805	1.1%	2,878	1.0%
社会分野	81,564	31.5%	83,467	32.4%	81,889	32.5%	87,409	33.3%	91,263	31.4%
教育	51,699	20.0%	52,059	20.2%	51,887	20.6%	54,227	20.7%	56,999	19.6%
保健	20,735	8.0%	21,924	8.5%	21,632	8.6%	24,054	9.2%	25,796	8.9%
住宅	771	0.3%	717	0.3%	654	0.3%	715	0.3%	36	0.0%
その他	8,359	3.2%	8,767	3.4%	7,716	3.1%	8,413	3.2%	8,432	2.9%
防衛・保安分野	25,952	10.0%	27,183	10.5%	23,951	9.5%	26,006	9.9%	27,164	9.4%
国防	13,079	5.0%	13,398	5.2%	10,843	4.3%	11,683	4.4%	12,747	4.4%
国内治安	12,873	5.0%	13,785	5.3%	13,108	5.2%	14,323	5.5%	14,417	5.0%
一般行政	16,240	6.3%	16,712	6.5%	15,755	6.2%	12,048	4.6%	16,334	5.6%
その他	76,523	29.5%	69,479	27.0%	69,717	27.6%	75,354	28.7%	82,735	28.5%
開発経費	39,503	15.2%	40,768	15.8%	41,995	16.7%	44,884	17.1%	54,900	18.9%
経済分野	23,337	9.0%	23,286	9.0%	25,113	10.0%	24,186	9.2%	33,025	11.4%
農業・地域開発	2,875	1.1%	3,105	1.2%	2,902	1.2%	2,219	0.8%	2,191	0.8%
エネルギー・公共施設	3,485	1.3%	3,637	1.4%	2,927	1.2%	2,475	0.9%	3,379	1.2%
商工	4,688	1.8%	5,638	2.2%	4,841	1.9%	3,800	1.4%	6,686	2.3%
運輸	7,270	2.8%	6,693	2.6%	7,827	3.1%	10,429	4.0%	15,501	5.3%
通信	176	0.1%	1	0.0%	5	0.0%	126	0.0%	84	0.0%
環境	1,826	0.7%	1,331	0.5%	2,346	0.9%	2,061	0.8%	1,725	0.6%
その他	3,017	1.2%	2,881	1.1%	4,265	1.7%	3,076	1.2%	3,459	1.2%
社会分野	10,490	4.0%	11,160	4.3%	10,429	4.1%	12,425	4.7%	14,507	5.0%
教育	4,928	1.9%	4,758	1.8%	3,727	1.5%	6,306	2.4%	7,307	2.5%
保健	1,385	0.5%	1,442	0.6%	1,495	0.6%	1,470	0.6%	1,897	0.7%
住宅	618	0.2%	2,008	0.8%	2,238	0.9%	785	0.3%	1,144	0.4%
その他	3,559	1.4%	2,952	1.1%	2,969	1.2%	3,864	1.5%	4,159	1.4%
防衛・保安分野	4,332	1.7%	4,754	1.8%	4,832	1.9%	5,334	2.0%	5,338	1.8%
国防	3,751	1.4%	4,078	1.6%	3,945	1.6%	4,315	1.6%	3,649	1.3%
国内治安	581	0.2%	676	0.3%	887	0.4%	1,019	0.4%	1,689	0.6%
一般行政	1,344	0.5%	1,568	0.6%	1,621	0.6%	2,939	1.1%	2,030	0.7%
<b>収支</b>	<b>△ 38,466</b>		<b>△ 38,677</b>		<b>△ 39,747</b>		<b>△ 42,173</b>		<b>△ 53,890</b>	

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance（2019）, Economic Report 2018」）

#### 4 2019年度連邦政府予算

2008年の世界的な金融危機を背景とする景気悪化に対する景気刺激策のための大規模な借入れにより、連邦政府の負債の対 GDP 比は 2008 年の 39.8% から 2017 年の 50.7% に増加したとされていたが、新政権の調査により実際は 80.3% に上っていたことが判明した。



このような背景の下に策定された 2019 年度のマレーシア連邦予算は、経常経費が前年比 10.4%増の 2,599 億 RM（約 6 兆 9,029 億円）、開発経費が 0.4%減の 547 億 RM（約 1 兆 84,528 億円）、歳出合計は 8.3%増の 3,146 億 RM（約 8 兆 3,558 億円）である（表 12 参照）。歳出の増加分は燃料補助金の拡大や低所得者向け補助金等が占める。他方、財政健全化への取り組みとして、予算編成の過程で不急のインフラ予算を削減したほか、歳出の 10.5%を債務返済に割り当てる等、ナジブ政権下での不適切な財政運営の改善を最優先としつつも、国民の生活向上にも力点を置き、バランスを重視した政策を盛り込んだ。歳入は 2,618 億 RM（約 6 兆 6,953 億円）で、財政赤字は GDP 比 3.4%を見込む。歳入には国営石油会社ペトロナスからの 300 億 RM（約 7,968 億円）の特別配当が含まれており、これは未還付となっている 350 億 RM（約 9,296 億円）相当の GST や所得税の還付に充てられる。

【表 12：2019 年政府予算案（歳入・歳出）】

（単位：百万 RM）

項目	2017 年	2018 年		2019 年	
	決算額	決算額	前年比	予算額	前年比
歳入	220,406	236,460	7.3%	261,814	10.7%
歳出	262,579	290,350	10.6%	314,550	8.3%
一般経費	217,695	235,450	8.2%	259,850	10.4%
開発経費	44,884	54,900	22.3%	54,700	△0.4%
全体収支	△42,173	△53,890	27.7%	△52,736	△2.1%

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance（2019）, Economic Report 2018」及び日本貿易振興機構「ビジネス短信」（2018 年 11 月 30 日付）を基に作成）

その他、前述のナジブ政権下での「1MDB」を巡る汚職疑惑を受け、2019 年度のマレーシア連邦予算では健全性の回復、透明性と信頼性の確保を重視しており、ゼロベース予算<sup>70</sup>の導入、2021 年までの財政責任法の制定、透明性と公正の確保のための新たな政府調達法の導入、2021 年までの現金主義から発生主義への転換が発表された<sup>71</sup>。

<sup>70</sup> 予算を編成する際に、前期の予算実績をいったん存在しないものとして、その事業に必要な財やサービスの経費や人件費をゼロから積み上げていくとともに、その事業の全事業の中での優先度を改めて決定する方式

<sup>71</sup> 出典：ISEAS「Malaysia's Budget 2019：The New Government's Fiscal Priorities, Challenges and Opportunities」

[https://www.iseas.edu.sg/images/pdf/ISEAS\\_Perspective\\_2018\\_80@50.pdf](https://www.iseas.edu.sg/images/pdf/ISEAS_Perspective_2018_80@50.pdf)

【表 13 : 2019 年連邦政府予算案（主要政策）】

項目	主要政策
統治機構の 改革	【反汚職】 公開入札を基本とした政府調達法制定による汚職防止
	【交通】 MRT 2 号線 <sup>72</sup> のコスト削減、LRT 3 号線 <sup>73</sup> の一時凍結等による政府債務見直し
	【交通】 空港 REIT を組成、その 30%売却により 40 億 RM（約 1,067 億円）の収益獲得
	【税制】 マレーシア国外の企業に対する輸入サービス税の適用
	【税制】 欠損金の繰越控除を最長 7 年に限定
	【税制】 出国税の新設（2019/6～） （ASEAN 域内は 20RM（約 531 円）、ASEAN 域外は 40RM（約 1,062 円））
	【税制】 不動産譲渡益税の引き上げ （企業・外国人は 5%から10%へ）
	【税制・雇用】 雇用割合に応じた外国人労働者人頭税の引き上げ
	【外資】 通関・税務の改善に向けたタスクフォースを設立
国民の社 会・経済的 福祉の向上	【格差是正】 所得水準別の補助金導入
	【交通】 小型自動車・バイク向けの燃料補助金導入
	【交通】 クアラルンプール圏内を運行する KL モノレールとラピッド KL バスで月額 100RM（約 2,656 円）の乗り放題パスを発行（2019/1～）
	【交通】 有料道路の値上げ凍結に 7 億 RM（約 186 億円）投入
	【雇用】 最低賃金を月額 1,100RM（約 29,216 円）に引き上げ（2019/1～）
	【税制】 糖分含有量の高い清涼飲料に対する物品税導入（2019/4～）
	【教育】 教育省予算に全省庁で最大の602億RM（約1兆5,989億円）を計上（予算総額の19.1%）
企業家精神 の育成	【産業】 企業家育成のための企業投資資金として 20 億 RM（約 531 億円）を計上
	【産業】 ブロードバンドインフラの整備と低価格化（予算 10 億 RM（約 266 億円））
	【産業】 中小企業の自動化投資において、投資額の 70%までを保証するローン制度に 20 億 RM（531 億円）を計上

出典（みずほ銀行「Mizuho Country Focus【マレーシア】2019 年度予算案発表」）

<sup>72</sup> スランゴール州スンガイブローとプトラジャヤを結ぶ Mass Rapid Transit（大量高速輸送システム）建設事業のこと。第 1 期区間のスランゴール州クワサダマンサラーカンブンバトゥ間は 2021 年 7 月、残る区間は 23 年 1 月に開通する見通し。

<sup>73</sup> スランゴール州ペタリンジャヤ市とクラン市を結ぶ Light Rail Transit（次世代型路面電車システム）の建設事業のこと。2024 年に開通する見通し。

### 第3章 州

マレーシアの州は、統治機構の階層からみた場合、連邦政府と基礎自治体の中間に位置し、日本の都道府県に近いように見える。しかし、マレーシアの州は、それぞれ元首を有し州憲法を制定しているなど、国家に準じた存在であり、広域行政を担当する地方自治体である日本の都道府県とは性質が異なる。

歴史的経緯から、行政制度やその運用状況は州により異なっているため、本章では各州に共通する事項を中心に、州の権限や機構について述べるとともに、連邦との関係について述べる。

#### 第1節 州制度の概要

##### 1 州

マレーシアでは州を地方自治体ではなく連邦を構成する準国家として位置付けており、各州は元首を有し州憲法を制定している。州は、連邦憲法により定められた事項について法律を制定し執行する権限を有するとともに、イスラム法に関する訴訟を扱う裁判所についても管轄している。

##### 2 州憲法

各州は自ら憲法を制定している。連邦憲法は、連邦が州憲法を尊重しなければならない旨を規定しており、州による独自性を原則的に認めている<sup>74</sup>。

同時に、連邦憲法は、所定の事項については連邦憲法の規定に倣って州憲法で定めるべき事項も列挙しており、

- ①州元首
- ②州執行理事会（連邦の内閣に相当）
- ③州議会
- ④州財政
- ⑤州憲法の改正手続

等がそれに当たる<sup>75</sup>。これらにより、州の統治機構が他の州や連邦の統治機構と大きく異なることのないようバランスがとられている。

州憲法の改正には、連邦憲法と同様、州立法議会議員の3分の2以上の賛成が必要とされている<sup>76</sup>。

##### 3 歴史的経緯に基づく州の形態

第1章で述べたように、13州はそれぞれ成り立ちが異なり、大きく分けて

- ①イギリスの直轄植民地であったペナン、マラッカの2州
- ②19世紀後半にイギリスの保護国化が進められて1896年にマラヤ連合州の構成

---

<sup>74</sup> 連邦憲法第71条

<sup>75</sup> 連邦憲法別表第8

<sup>76</sup> 連邦憲法別表第8、第19

州となったペラ、スランゴール、ヌグリ・センビラン、パハンの4州

③20世紀になってからイギリスの保護国化が進められマラヤ連合州には加盟しなかったケダ、プルリス、ケラントアン、トレンガヌ、ジョホールの5州

④1963年にマレーシアが結成された時にマレーシアに加わったサバ、サラワクの2州

といった分類が可能である。これら歴史的経緯等の違いにより、州の行政機構や連邦との関係等において、各州により異なっている部分が多い。特に東マレーシアのサバ、サラワクの2州は連邦憲法において特別の扱いを規定されており、他の11州に比べて相対的に独立性が強い。

【表14：各州の概要（2010年国勢調査）】

州名称	州都	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (km <sup>2</sup> 当たり)	外国人 割合 (%)	マレーシア国民民族内訳 (%)			
						ブミプトラ	中華系	インド系	その他
ジョホール Johor	ジョホール・バル Johor Bahru	19,210	3,348,283	174	8.1	58.9	33.6	7.1	0.4
ケダ Kedah	アロー・スター Alor Setar	9,500	1,947,651	205	3.4	77.9	13.6	7.3	1.3
クランタン Kelantan	コタ・バル Kota Bharu	15,099	1,539,601	102	2.1	95.7	3.4	0.3	0.6
マラッカ Melaka	マラッカ Melaka	1,664	821,110	493	4.2	66.9	26.4	6.2	0.5
ヌグリ・センビラン Negeri Sembilan	スレンバン Seremban	6,686	1,021,064	153	5.7	61.3	23.2	15.2	0.4
パハン Pahang	クアantan Kuantan	36,137	1,500,817	42	5.0	79.0	16.2	4.4	0.4
ペラ Perak	イポー Ipoh	21,035	2,352,743	112	3.0	57.0	30.4	12.3	0.3
プルリス Perlis	カンガル Kangar	821	231,541	282	2.4	88.4	8.0	1.2	2.4
ペナン PulauPinang	ジョージ・タウン George Town	1,048	1,561,383	1,490	5.8	43.6	45.6	10.4	0.4
サバ Sabah	コタ・キナバル Kota Kinabalu	73,631	3,206,742	44	27.7	84.8	12.8	0.3	2.1
サラワク Sarawak	クチン Kuching	124,450	2,471,140	20	4.7	74.8	24.5	0.3	0.4
スランゴール Selangor	シャー・アラム Shah Alam	8,104	5,462,141	674	7.7	57.1	28.6	13.5	0.8
トレンガヌ Terengganu	クアラ・トレンガヌ Kuala Terengganu	13,035	1,035,977	79	1.8	97.0	2.6	0.2	0.1
クアラ・ Lumpur Kuala Lumpur	-	243	1,674,621	6,891	9.4	45.9	43.2	10.3	0.6
ラブアン Labuan	-	91	86,908	955	14.0	83.7	13.4	0.9	2.0
プトラジャヤ Putrajaya	-	49	72,413	1,478	2.3	98.0	0.7	1.2	0.1

出典（マレーシア統計局 web ページを基に作成）<sup>77</sup>

<sup>77</sup> マレーシア統計局『Population Projection (Revised) , Malaysia, 2010-2040』

https :

//www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cthemByCat&cat=118&bul\_id=Y3kwU2tSNVFDOWp1YmtZYnhUeVBEdz09&menu\_id=L0pheU43NWJwRWVWSZklWdzQ4TlhUUT09

## 第2節 州の統治機構

### 1 州元首

#### (1) 元首の違い

旧マラヤ連合州（4州）と旧非マラヤ連合州（5州）ではイスラム教国の世襲の統治者であるスルタンが州の元首である<sup>78</sup>。これらのうち、ヌグリ・センビラン州では **Yang di-Pertuan Besar**、プルリス州では **Raja** といった王を意味する別の呼称が用いられるが、いずれもイスラム教国における世襲の統治者という点ではスルタンと同様である。

一方、海峡植民地であったマラッカ、ペナンとボルネオ島のサバ、サラワクでは、スルタンが存在しないため、国王が州長（**Yang di-Pertua Negeri**）を任命し、州長が元首となる。任期は4年間である<sup>79</sup>。

#### (2) 元首の権限

スルタンは、州首相の任命等連邦憲法に定められた下記の権限を有するとともに、後述する州首相を長とする執行理事会の助言に基づき、連邦憲法や州憲法で定められた行為を行う<sup>80</sup>。内容としては、連邦における国王の権限とほぼ同じといえる。

州長の権限についても、スルタンとほぼ同様である。しかし、州長の場合、立法議会議員の3分の2以上の請求があれば、国王により罷免されることがある<sup>81</sup>など、イスラム教の責任者の性格を色濃く持つスルタンとその性格が大きく異なっているため、元首の権限にも違いが見られる。なお、以上の職務のほか、各州の州憲法により、各元首が行う職務が定められている。

【表 15：スルタン・州長の権限】

スルタン・州長に 共通	・州首相（スルトンの場合）又は州の <b>首席</b> 大臣（州長の場合）の任命 ・州立法議会の解散の同意
スルトンのみ	・統治者会議（第2章第2節1）の開催要求 ・イスラム教の責任者として行使すべき権限全般 ・マレーの慣習や伝統に関する権限 ・自らの後継者の任命 ・マレーの慣習に基づく称号の授与 ・恩赦

<sup>78</sup> 連邦憲法別表8。なお、同表は「州憲法に加えられるべき規定」（Provisions to be inserted in State Constitution）として、具体的な事項を列挙している。

<sup>79</sup> 連邦憲法別表第8第19A

<sup>80</sup> 連邦憲法別表第8第1

<sup>81</sup> 連邦憲法別表第8第19A

## 2 州立法

### (1) 州立法議会

州の立法権は、州の元首と一院制の立法議会（Legislative Assembly<sup>82</sup>）に属する<sup>83</sup>。

議員選出に当たっては、小選挙区制により選挙が実施され、満 21 歳以上のマレーシア国籍を有する者が選挙権、被選挙権を有する。任期は 5 年である。また、精神に異常が生じた場合や破産した場合等、一定の欠格事由がある<sup>84</sup>。

州の法案は、立法議会での可決後、州元首の同意を経て法律となる。また、予算についても同様である。なお、州元首は可決された法案を受け取って 30 日以内に同意することとされており、その期間内に同意がなされない場合、同意したものみなされ、法律として成立することになっている<sup>85</sup>。

### (2) 州の立法権限

州立法議会は、連邦憲法において州の所管とされている事項と連邦と共同して所管している事項について法律を制定する権限を有する<sup>86</sup>。ただし、サバとサラワクについては、マレーシアに加入する際の協議内容に基づき、他の州よりも広い立法権限が認められている。

【表 16：マレーシアにおける連邦、州政府立法権限一覧】（再掲）

連邦政府所轄	州政府所轄（連邦地域を除く）
1 外交	1 イスラーム法、家族法、慣習
2 防衛	2 土地、鉱物資源
3 国内治安	3 農林業
4 民事法、刑事法、司法権	4 地方自治
5 国籍及び外国人登録	5 地方独自の諸事業
6 選挙・連邦政府の行政機構	6 公共事業／道路・橋、水道事業等
7 財政	7 州政府機構
8 貿易、商工業	8 州休日
9 海運、海洋・水産業	9 州法で扱う犯罪の設定
10 通信、交通	10 州の目的のための調査
11 連邦の公共事業、水道・電気・ガス	11 州政府管轄事項の損害賠償

<sup>82</sup> サラワクでの名称は Dewan Undangan Negeri である。

<sup>83</sup> 連邦憲法別表第 8 第 3

<sup>84</sup> 連邦憲法別表第 8 第 5 及び第 6

<sup>85</sup> 連邦憲法別表第 8 第 11

<sup>86</sup> 連邦憲法第 74 条及び別表第 9

12 統計調査	12 亀と河川漁業
13 教育	サバ州及びサラワク州所轄
14 医療、保健	1 先住民族の慣習法
15 労働、雇用保障	2 州法に基づく法人設立
16 先住民族の福祉	3 港湾
17 国家資格	4 図書館・博物館・歴史的文化遺産
18 連邦の休日・標準時	5 土地台帳の調査
19 法人格のない団体	6 鉄道（サバのみ）
20 農地の害虫駆除、植物病害の予防	
21 出版・印刷	
22 検閲	
23 劇場、映画館など娯楽施設 （許認可は州）	
24 協同組合	
25 防災、消火	
連邦・州政府共同所轄	連邦・サバ州及びサラワク州の 共同所轄
1 社会福祉	1 家族法
2 奨学金	2 食品の品質管理
3 野生動物の保護、国立公園管理	3 15トン以下の船舶航行
4 畜産、動物虐待保護、獣医療サー ビス	4 水力発電
5 住宅・市街地計画	5 農林業の統計調査
6 路上生活者	6 慈善活動団体
7 公衆衛生	7 劇場等娯楽施設全般
8 灌漑、排水等土木	8 間接選挙による州議会議員選挙
9 採掘現場、土壌侵食現場の復旧	9 1970年代までの医療・薬務・保健 （サバのみ）
10 火災安全対策、建造物の防火基準	

### 3 州行政

#### (1) 州首相と執行理事会

スルタンを元首とする州の場合、行政権は、州首相（Menteri Besar）を長とする執行理事会（Executive Council）により行使される。執行理事会は、連邦の内閣に相当する機関である。

州首相は、州元首によって任命される。元首は自らの権限で州首相を選任することができるが、州立法議会議員の中から最も議員の信任が得られると見込まれる議員を任命することとされており、通常の場合、立法議会で最も多く議席を獲得した政党の代表が任命される。

さらに、元首は、州首相の助言に基づき、立法議会議員から4名以上10名以内で執行理事会のメンバーとなる理事（Member of Executive Council）を任命する。この執行理事会は、行政権の執行に関し、州立法議会に対して全面的に責任を負うこととなっている。執行理事会を構成する州首相と各理事は、それぞれ行政分野ごとに職務を分担し、連邦における内閣の閣僚に相当する<sup>87</sup>。

## （2）委員会

州首相と各理事は、その担当する職務に応じた個別の委員会（Committee）を主宰している。

委員会は、執行理事会を補助する機関であり、州首相や各理事が委員長を務めている。各委員長（州首相や理事）は、それぞれ州の内部部局で行われている実務について、州立法議会に対し説明する責任を負っている。

さらに、委員会は、執行理事会で決定された方針に基づき、各部局が円滑に実務を遂行できるよう調整する役割を担っている。また、委員長以外のメンバーには、州の内部部局や法定機関の職員のほか、連邦の地方機関や地方自治体といった異なる行政機関からも加わっているため、委員会には関係行政機関相互の調整という側面も有する。

ただし、委員長の役割はあくまでコーディネーターであるため、委員長は関係部局に対し直接の指揮命令権は有していない。部局の事務を把握したうえで、必要に応じて後述する州官房長に対して、委員会としての助言を行う仕組みになっている。

【表 17：マレーシアにおける州の統治体制】

	州元首	行政権の長	行政機関	立法機関	イスラムの長
マレー半島9州	スルタン Sultan	州首相 Mentri Besar	州執行理事会 Executive Council	州立法議会 Legislative Assembly	スルタン
マラッカ州・ペナン州	州長 Yang di-Pertua Negri	首席大臣 Chief Minister	州執行理事会 Executive Council	州立法議会 Legislative Assembly	国王
サバ州	州長 Yang di-Pertua Negri	首席大臣 Chief Minister	州内閣 State Cabinet	州立法議会 Legislative Assembly	国王
サラワク州	州長 Yang di-Pertua Negri	首席大臣 Chief Minister	州内閣 State Cabinet	州立法議会 Dewan Undangan Negri	国王

出典（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

「東南アジアにおける自治体ガバナンス比較研究」を基に作成）



### (3) 州の行政機構と法定機関

州の行政事務を統括する職として州官房長 (State Secretary) が置かれている。その下に官房長の直属組織である官房長室が、また、個別の行政分野を所掌する組織として各部局がそれぞれ設置されている。

連邦と同様に関係法定機関が設置されている。州の行政機構とは異なる柔軟な運営が認められているのも、連邦と同様である。

### (4) 州による相違

これまで半島マレーシアのスルタンを元首とする一般的な州の行政機構について述べてきたが、元首や立法議会と同様、行政に関しても州による違いが多くみられる。

マラッカ、ペナン、サバ、サラワクでは、州首相の代わりに首席大臣 (Chief Minister) が置かれている。特に、サバ、サラワクでは執行理事会に相当するのは州内閣 (State Cabinet) と呼ばれ、それぞれ大臣 (Minister) が任命されるなど、他の州に比べより国家に近い形態となっている。

## 4 州司法

連邦憲法に基づき州が権限を有する事項の1つとして、イスラム法に関することがある。イスラム教徒間の訴訟については、州の機関であるイスラム裁判所 (Syariah Court) が管轄するイスラム下級裁判所、イスラム高等裁判所、イスラム上訴裁判所で審理される。連邦地域を除き、イスラム裁判所は州憲法、州法に基づいて設置される州の裁判所であり、管轄や手続についても州法により定められる。

また、サバやサラワクではこれらの他、先住民族の慣習や伝統に基づき裁判を行う司法機関として先住民裁判所 (Native Court) が存在する。

## 第3節 州による地域レベルの行政

### 1 州の行政区分

各州は、自らの権限に基づき、州内をさらに区分し必要な行政機関を設置している。

一般に、州は地域 (District) に区分され、各地域 (District) は地区 (Mukim) に区分される。ここまでが州の行政区分である。さらに、地区 (Mukim) は村 (Kampung) から構成されているが、この村は行政上の区分には当たらない<sup>88</sup>。

地域 (District)、地区 (Mukim) の設置状況は州により異なる。例えば、ジョホール州はその行政区域を8地域 (District) に区分し、各地域 (District) はさらに地区 (Mukim) に細かく区分されている。一方、クランタン州では地域 (District)

---

<sup>88</sup> 村長 (Ketua Kampung) は、州の地域事務所長が任命するが、あくまでコミュニティのリーダーであり、公務員 (州の職員) には当たらない。

よりも大きな区分（Jajahan）を設けている。サバ州では逆に地域（District）のみでそれ以下の区分はなく、サラワク州では地区（Mukim）という区分の名称が異なる。

これらはあくまで州内部の行政区画であり、州の出先機関として事務所が設置されており、後から述べる地方自治体には該当しない。

## 2 各区分における行政機関

### （1）地域（District）レベルの行政機関

州は、州内の各地域に出先機関として、地域・土地事務所（District and Land Office）<sup>89</sup>を設置している。州の職員である地域事務所長（District Officer）の下、地域レベルの州行政を管轄している。

地域・土地事務所では、地域レベルにおける州行政の総合調整や土地に関する行政を担当しており、具体的には以下のような事務を行っている。

**【表 18：地域・土地事務所の事務】**

地域における総合調整に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域レベルにおける開発事業の評価</li> <li>・ 州の各部局が実施するインフラ整備に関する技術的助言</li> <li>・ 地域レベルにおける連邦の行政機関や地方自治体との連絡調整（州レベルと同様、地域レベルでも行政分野ごとに委員会があり、定期的に会合を行う。）</li> <li>・ 地域レベルにおける、独立記念日、国王誕生日、スルタン誕生日等記念行事の実施</li> <li>・ 映画館等娯楽施設に関する各種申請の処理</li> <li>・ 選挙や各種統計等の事務</li> <li>・ 地域レベルにおける州行政に関する住民からの苦情への対応</li> </ul>
土地に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済情勢に基づき、住宅、農業、商工業など、土地の利用方法やその開発を計画すること</li> <li>・ 土地に関する情報や統計の整理</li> <li>・ 開発にともなう、土地の所有者の変更、賃借権や担保権の設定等の事務</li> <li>・ 土地に関する州の税、各種収入の徴取</li> <li>・ 土地に関する強制執行等行政上の法的手段の行使</li> </ul>

出典（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

「東南アジアにおける自治体ガバナンス比較研究」を基に作成）

<sup>89</sup> 地域事務所と土地事務所を別々に設置している州もある。

## (2) 地区 (Mukim) レベルの行政機関

地区レベルでは州の職員である地区長 (Pengkulu) が州行政を担当している。住民や関係機関との調整に関する事務が中心であり、具体的な業務は以下のとおりである。

**【表 19 : 地区長の業務】**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の各コミュニティとの連絡調整 (例えば州の考えを伝えたいうえで各住民の意見や要望を把握することなど)</li> <li>・ 地区レベルでの連邦や地方自治体等関係機関が実施する事業との調整</li> <li>・ 州の開発事業の実施、またそれに伴う地区の現状等を上位機関に報告</li> <li>・ 地域事務所や土地事務所が担当する事務の遂行の現場レベルでの支援</li> <li>・ その他、地域事務所長の指示に基づくもの</li> </ul>
---

出典 (日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所

「東南アジアにおける自治体ガバナンス比較研究」を基に作成)

## 第4節 州の財政

### 1 州の財政

マレーシア全 13 州の財政状況を総計ベースで見ると、2017 年決算見込ベースで、歳入は 197 億 RM (約 5,232 億円)、歳出は歳入を上回る 242 億 RM (約 6,428 億円) である。歳入は 2014 年から 2016 年まで毎年減少しているが、これは主に原油価格の下落によるものである。歳入に占める自主財源の割合は 75~80%、歳出に占める経常経費の割合は 50~60%程度で推移しており、近年は開発経費が増加傾向にある。

また、歳出が歳入を上回っているが、連邦からの借入金で補っている。

**【表 20 : 州の決算状況 (2013-2017 年)】**

(単位 : 百万 RM)

年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
歳入①	23,557	24,264	21,137	19,631	19,695
自主財源	19,147	18,351	16,323	14,904	15,029
連邦補助金	4,351	5,877	4,792	4,667	4,603
その他	59	36	22	60	63
歳出②	20,405	18,336	18,987	18,792	24,248
経常経費	12,986	10,510	10,826	10,364	11,803
開発経費	7,419	7,826	8,161	8,408	12,445
差引 (①-②)	3,152	5,928	2,149	859	△4,553
【参考】					

連邦借入金	2,049	2,742	5,565	5,477	5,556
自主財源が歳入に占める割合	81%	76%	77%	75%	76%
歳出に占める經常経費の割合	63%	57%	57%	55%	49%

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance, Economic Report 2017/2018」）

## 2 歳入

### (1) 自主財源

州政府では、連邦憲法別表第 10 に規定されている財源（下表参照）と、州内の製品や発掘された鉱物に対する輸出税の連邦からの配分等が自主財源として認められている<sup>90</sup>。

**【表 21：自主財源】**

税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地・鉱山・森林の利用（鉱物の採掘・森林の伐採等）に対する税</li> <li>・ 酒類の販売に対する税</li> <li>・ 遊興税</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州法に基づく許認可手続に対する手数料</li> <li>・ 州が所管する裁判所での各種手数料</li> </ul>
行政サービス費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の各部局により提供される行政サービスの対価</li> <li>・ 水道料金</li> </ul>
その他収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州内の埋蔵物による収入</li> <li>・ イスラム教に関連する収入</li> <li>・ 州財産の運用による収入</li> <li>・ 州財産から発生する利子収入</li> <li>・ 州財産の売却収入</li> <li>・ 州法に基づく罰金</li> </ul>

サバとサラワクでは、石油製品や木材製品の輸出税（サバ州の場合予算ベースで約 3 割を占める）、州内の事業者に対する売上税等、半島マレーシア各州の自主財源より幅広い財源が認められている<sup>91</sup>。

### (2) 連邦からの補助金

<sup>90</sup> 連邦憲法第 110 条

<sup>91</sup> 連邦憲法別表第 10

連邦から州に交付される補助金は、

- ・ 人頭補助金 (Capitation Grant)
- ・ 州道補助金 (State Road Grant)

の2種類があり、両補助金とも毎年1度交付される<sup>92</sup>。

人頭補助金は連邦の直近の統計による州の人口に基づき交付される補助金である。人口に1人当たりの単価を乗じたものであり、最初の10万人までとそれ以降で単価が大きく異なる。人頭補助金の一人当たりの単価は以下のとおりである。<sup>93</sup>

- ・ 最初の10万人は一人当たり 72RM (約 1,912 円)
- ・ 次の50万人は一人当たり 10.20RM (約 271 円)
- ・ 次の50万人は一人当たり 10.80RM (約 286 円)
- ・ それを超える残りの人口は一人当たり 11.40RM (約 303 円)

州道補助金は、半島マレーシアの各州に対してのみ交付される州道の管理のための補助金であり<sup>94</sup>、毎年12月31日時点における州道の延長に対し、1マイル (約 1.6km) 当たりの平均管理コストに基づく単価を乗じたものである。

### (3) 借入金

州は、自由に資金を調達することはできない。借入をする場合は、連邦の定める借入条件を満たし、かつ5年を超えない範囲で借り入れることができる<sup>95</sup>。

## 3 歳出

州の歳出は、連邦と同様、経常経費と開発経費に区分される。

経常経費は人件費や行政サービスの提供に関する経費が中心である。一方、開発経費はインフラ整備のための経費で、道路、橋梁、学校、病院等の整備及び維持・管理や農村部を含む地方の開発振興に使用される開発事業基金 (Development Fund) と、上下水道の整備及び維持・管理に使用される水道事業基金 (Water Supply Fund) からなる。

## 第5節 連邦との関係

### 1 立法権限における関係

#### (1) 連邦優位の原則

連邦憲法の規定により連邦と州の立法権限は明確に区分され、州は自らの権限の範囲内でそれを行行使することが可能である。しかし、連邦の立法権限と抵触

---

<sup>92</sup> 連邦憲法第109条

<sup>93</sup> 人頭補助金法第2条

<sup>94</sup> 1964年と1965年のみ、サバとサラワクにも交付されている。

<sup>95</sup> 連邦憲法第111条

することも想定されるため、連邦憲法は一定の範囲で連邦の優位性を認めている。すなわち、連邦法に反する州法はその範囲において無効となる（連邦憲法第75条）。

さらに、連邦は以下のような場合には、州との協議等の一定の手続の下、連邦が州の立法権限に係る事項について法律を制定することができる<sup>96</sup>。

- ①国際的な取り決めや決議の実施に必要な場合
- ②州間の統一性を確保する必要がある場合
- ③特に州立法議会からの依頼があった場合

また、前述のとおり天然資源に関する事項についてはサバ州及びサラワク州を除いて半島マレーシアの11州の州政府は連邦政府から専門的な助言を受けることが規定されている<sup>97</sup>。

## （2）土地・地方自治体に関する立法権限

土地や地方自治体に関することは州の主要な立法権限の1つであるが、連邦憲法上、法律と政策の統一性を確保することを目的とする場合にのみ、連邦が州に優位することが規定され、特定の手続を経ずに、連邦は当然に法律を制定できる<sup>98</sup>。かかる優位性は連邦憲法上の機関である国家土地評議会（National Land Council）や国家地方自治体評議会（National Council for Local Government）の存在によるところが大きい。連邦と各州が参加しているこれら両機関は、土地政策や地方自治体に関する最高位の政策形成機関であり、その決定は連邦や各州を拘束する<sup>99</sup>ことから、両機関の決定を経て行う連邦の立法について全面的に優位性を認めているものと考えられる。

## 2 財政に関する影響

前述のとおり、連邦は州に対し人頭補助金や州道補助金等を交付しており、州財政に対する強い影響力を有する。かかる連邦と州に関する財政政策を決定する憲法上の機関として、国家財政評議会（National Finance Council）が設置されている<sup>100</sup>。国家財政評議会は首相や関係大臣と各州代表により構成されており、州に対する補助金の決定、税の配分、借入の決定等についてあらかじめ諮問しなければならない。その答申には法的拘束力はないとされているが、現実にはその答申内容に沿って進められている<sup>101</sup>。

<sup>96</sup> 連邦憲法第76条第1項

<sup>97</sup> 連邦憲法第94条、第95E条

<sup>98</sup> 連邦憲法第76条第4項

<sup>99</sup> 連邦憲法第91条及び第95条A

<sup>100</sup> 連邦憲法第108条

<sup>101</sup> （財）地方自治協会「アジア諸国の地方制度（I）」（1992年）

## 第4章 地方自治体 ～半島マレーシアを中心に～

イギリスによる植民地支配下のマレーシアでは、19世紀以降、都市計画の策定やごみの収集といった特定分野の行政サービスを提供する委員会組織の構築が進められた。これらが後に議会へ発展し、現在の地方自治体のモデルとなった。

本章では、地方自治体の歴史を紹介した後、半島マレーシアにおける地方自治体の根拠法たる連邦地方自治体法を中心に、権限、機構、財政制度、連邦及び州との関係について述べる。

### 第1節 地方自治体の歴史

#### 1 地方自治体の始まり

##### (1) 直轄植民地の場合

マレーシアの地方自治体の原型は1801年にイギリスがペナンに設立した評価委員会（Committee of Assessors）であるとされ、都市計画の策定や住民向け行政サービスの提供を担っていた。委員長はイギリス人が務め、委員は住民の中から任命されていた。

その後、1884年に市民税法（Municipal Rates Act）が施行され、評価委員会はより大規模な市委員会（Municipal Committee）と改編された。このような組織は同じ直轄植民地であるマラッカやシンガポールでも設けられた。その2年後の1886年にはこれらの市委員会は市議会（Municipal Council）へと変更され、法人格を有する独立した主体として位置付けられた。

##### (2) マラヤ連合州・非マラヤ連合州の場合

直轄植民地に引き続き、まずマラヤ連合州に地方自治体制度が導入された。1907年に衛生委員会（Sanitary Board）として設けられた地方自治体は、1930年に町委員会（Town Board）と名称が変更された。その後、非マラヤ連合州においてもこのような地方自治体が設立された。

第2次世界大戦後、1950年地方自治体選挙法（Local Authorities Elections Ordinance 1950）により町委員会は市議会（Municipal Council）となり、議員の選挙が実施されるようになった。さらに、1952年地方自治体法（Local Council Ordinance 1952）により、住民の設置要望に基づいて地方議会（Local Council）を設けることができることとなった。

##### (3) サバ・サラワクの場合

サバでは、1901年に衛生委員会（Sanitary Board）が設立され、1954年に町委員会（Town Board）や町議会（District Council）が設けられた。1961年にサバ地方自治体法（Local Government Ordinance）が制定され、州の指導監督の下、地方自治体による行政サービスの提供が行われていた。

一方、サラワクでは、1922年に現在の州都であるクチンに衛生委員会が設立

され、1932年には市委員会（Municipal Board）として再編された。第2次世界大戦後の1948年、サラワク地方自治体法（Local Authority Ordinance）により、小規模都市や農村を対象に町議会（District Council）が設けられた。

## 2 地方自治体の再編に向けた議論

### （1）再編の必要性

マレーシアの各地で設立されることとなった地方自治体はその歴史的経緯から根拠法は様々で権限も限定されており、地方自治体に対する統一的なルールも明確ではなかった。1960年頃には、半島マレーシアだけで9種類374の地方自治体が存在したといわれており、1960年代前半には、根拠のない立法や議員の汚職等の不祥事が発生する一方、財政の悪化や人員不足により行政サービスの提供が滞り、州が地方自治体の業務を代行せざるを得なくなるなどの問題を抱えていた。これらの状況は、地方自治体の財源不足、小規模で非効率な組織体制等に起因していた。そのため、連邦・州のみならず地方自治体の中からも、これらの問題を解決するために半島マレーシアの地方自治体制度を抜本的に改革しなければならないという声が高まるようになった。

1957年のマレーシア独立以来、地方自治体が抱えていた主な問題は、具体的には以下のとおりである。<sup>102</sup>

#### ア 農村部から都市部への人口の流入

工業化の進展により農村部から都市部へ人口が流入した結果、都市部の自治体は住民からの要求に応えることが困難となった。

#### イ 非効率な行政機構

1957年の独立以来、1971年のNEP策定後もなお、各地域の地方自治体の非効率さは改善されないままであった。

#### ウ 脆弱な財政と行政運営

脆弱な財政と行政運営は事業の円滑な実施を阻み、特に専門技術的能力を有する職員の不足が大きな問題であった。

#### エ 地方自治体の役割の変化

かつて地方自治体の役割は公衆衛生、保安、上下水道事業等の行政サービスに関連するものに限られていたが、NEP策定後、地方自治体においても国家の発展のため、より高度で効率的な行政運営が求められるようになった。

### （2）調査委員会の設置と提言

1965年7月、半島マレーシアにおける地方自治体の再編を検討するため、ナハパン（Datuk Athi Nahappan）上院議員を委員長とする調査委員会が設置された。その4年後の1969年12月、この調査委員会は連邦政府に地方自治体再編に関する調査報告書を提出した。

---

<sup>102</sup> Dr. Halimah Abdul Manaf 「Local Government in Malaysia」



このナハパンの調査報告書には以下のような提言が含まれていた。

- ・新法施行後 6 ヶ月以内に、市議会と町議会の 2 種類からなる地方自治体を創設する
- ・地方自治体議員は選挙により決定する（ただし、町議会議員の一定数は州による任命を想定）
- ・地方自治体自らが職員を採用する
- ・地方自治体の業務を義務的業務と任意的業務に区分する
- ・医療、教育支援、公営住宅や天然資源の開発を地方自治体の権限に含める
- ・地方自治体の財政基盤を強化する
- ・連邦による全般的な指導監督を認める（地方監督官を創設）
- ・州による指導監督（例えば、予算や条例に対する審査権等）は一部容認（ただし、州の出先機関としての地域・土地事務所は地方自治体の機能と重複するため廃止）

これらの提言内容は、マレーシアにおける地方自治体のあるべき姿を追求したものであるとして、今日においても評価されている。

### （3）調査報告書を巡る議論

このナハパンの調査報告書の提言内容を検討するため、連邦政府は、関係府省から構成される検討委員会を設置した。しかし、委員会の内部で意見を統一することができず、多数意見と少数意見という 2 つの異なった答申がなされた。

多数意見は提言を概ね受け入れる姿勢を示しつつも、選挙については連邦や州の政治情勢が安定すれば実施すべきとし、直ちに採用すべきではないとした。また、州の地域・土地事務所は必要な機関であるとして、ナハパンの調査報告書の廃止案を否定した。

一方、少数意見は提言を地方自治体の立場のみに立つ偏った見解として全面的に否定した。

## 3 新法の制定と自治体再編

### （1）半島マレーシアにおける地方自治法の制定

最終的に連邦政府は、ナハパンの調査報告書に対する多数意見に基づき、同報告書による提言を部分的に採用する方向で、地方自治体法を制定することとした。まず、1974 年に暫定地方自治体法（Local Government (Temporary Provisions) Act）により地方自治体の組織の統一等が実施された。さらにその 2 年後には 1976 年地方自治体法（Local Government Act 1976：以下、「連邦地方自治体法」という。）において半島マレーシアにおける現行の地方自治体制度が取り入れられた。<sup>103</sup>

この連邦地方自治体法に基づき、各州において地方自治体の再編が進められ、

---

<sup>103</sup> サバ、サラワクにおいては州法により地方自治体制度が定められている。

1980年代中頃までに全ての州で再編が完了した。

ナハパンの調査報告書による提言内容の連邦地方自治体法への反映結果は、下表のとおりである。

【表 22：ナハパン調査報告書の提言と連邦地方自治体法】

調査報告書の提言内容	連邦地方自治体法への反映状況
地方自治体の市議会・町議会への再編	概ね反映（特別市議会・市議会・町議会の3区分へ再編）
議員選挙の実施	当面行わないこととされた
地方自治体自らによる職員採用	反映
地方自治体業務の義務的業務と任意的業務への区分	反映
医療・教育・公営住宅・資源開発を自治体権限とすること	公営住宅に関連する事項を除き、連邦・州に立法権限
地方自治体の財政基盤の強化	財源の明確化が図られ、概ね反映
連邦による全面的な指導監督	自治体に関することは州権限とされた
州の地域・土地事務所の廃止	存続することとされた

出典（Norris「Local Government in Peninsular Malaysia」）

連邦地方自治体法により特別市議会・市議会・町議会の3区分へ再編された結果、374あったとされる地方自治体の数は93まで減少した。

財政面に着目すると、1974年の暫定地方自治体法は地方自治体に財政に関する一定の自治権を付与したが、困窮する地方自治体に変革をもたらすのには十分ではなかった。財源不足により地域の開発が取り残されることを防ぐため、地方自治体再編後に連邦政府と州政府は後述する補助金制度を導入した。

## （2）サバ・サラワクでの再編

半島マレーシアにおける再編が完了した1980年代以降、サバ・サラワクにおいても地方自治体の再編が議論されるようになった。半島マレーシアの各州に比べると広大な区域をもつサバ・サラワクでは地方自治体の再編は実施されず、サバ・サラワクの地方自治体法を改正することで連邦地方自治体法とほぼ同じ体系に整理し、既存の地方自治体をそれぞれ市議会や町議会として昇格させた。

## 第2節 現在の地方自治体

### 1 マレーシアの地方自治体の特徴 -日本との比較-

#### （1）地方自治体=議会

マレーシアにおける地方自治体は議会及び議会の内部組織として行政事務を執行する事務局から構成される。換言すれば、地方自治体の長は議決機関と執行

機関の長の役割を兼ねる。

他方、日本の地方自治体は議決機関と執行機関が相互に独立した、大統領制に類似した制度である。

## (2) 議員は任命制

議員は選挙により選出されるのではなく、州政府によって任命される。かつては住民による直接選挙が実施されていたが、1963年に始まったインドネシアによる軍事的挑発を原因とする非常事態のもとで1964年に選挙は停止され、連邦地方自治体法により正式に州政府による任命制とされた。<sup>104</sup>

## (3) 州による指導監督

地方自治体は独立した法人格を有する団体であるが、その運営に当たっては連邦憲法や連邦地方自治体法の規定に基づき州の全面的な指導監督を受ける(連邦地域を除く)。前章で述べたように、州は国家に準じた位置付けであり、この点において、同じ地方自治体として都道府県と市町村が対等に位置付けられている日本の制度と異なる。

## (4) 区域が限定的かつ点在

マレーシアでは日本のように国土の全てがいずれかの地方自治体の区域に含まれているわけではない。地方自治体はごみ処理等住民にとって身近なサービスを提供する機関として設置され発展してきた経緯から、熱帯原生林地帯等の地域は現在も地方自治体の区域に含まれていない。また、半島マレーシアに散在するゴムやパーム椰子等の大規模な農園の場合、農園内にかなりの人口を有する集落が存在しても私有地であることなどを理由に行政サービスが提供されることはなかった。これらの理由から地方自治体は市街地を中心に区域が形成され、地方自治体の区域は限定的かつ点在することになった。これらの地域では、州の機関が行政サービスを提供するケースもある。<sup>105</sup>

## 2 地方自治体の区分

### (1) 連邦地方自治体法に基づく地方自治体

半島マレーシアでは、1976年に制定された連邦地方自治体法が、地方自治体の区分や権限等を規定している。同法は、地方自治体(Pihak Berkuasa Tempatan, Local Authorities)を

- ①特別市議会(Majlis Bandaraya, City Council)
- ②市議会(Majlis Perbandaran, Municipal Council)
- ③町議会(Majlis Daerah, District Council)

<sup>104</sup> 近藤則夫編 アジア研究所(2007年)「アジア開発途上国における選挙と民主主義」

<sup>105</sup> 当協会(2007)「マレーシアの地方自治」

の3種類に区分し<sup>106</sup>、これに後述するクアラルンプールを加えたものを、連邦地方自治体法上の地方自治体として定義している（同法第2条）。

それぞれの区分の具体的要件については、

- ①自治体の所在する地域の性格
- ②人口
- ③財政状況
- ④インフラ整備の状況

等の観点から連邦政府が基準を設けている。

これらの要件を満たすと、所定の手続により上位の区分に移行することができるが、どの区分であっても、地方自治体としての権限そのものは基本的に変わらない。

**【表 23：半島マレーシアにおける地方自治体区分と要件】**

区分	特別市	市	町
地域	州都等州行政の中心地	都市部	都市郊外や農村地域
人口	人口 50 万人以上	10 万人以上	10 万人未満
歳入規模	年 1 億 RM を上回る こと	年 2,000 万 RM を下 回らないこと	年 2,000 万 RM 未満
その他	・商工業の中心地 ・大学を有する等 高等教育の中心地 ・歴史・文化・スポー ツの中心地	・地域における行政 の中心地であること ・インフラ整備等都 市向けサービスの需 要があること	・インフラ整備より も、行政サービスの 充実が求められて いる段階の地方自 治体

出典（Commonwealth Local Government Forum「THE LOCAL GOVERNMENT SYSTEM IN MALAYSIA」）

市の要件を満たすと町から移行することができる。特別市への移行は要件の充足に加え、統治者会議への諮問を行ったうえで、国王の決定を要する。

## （2）個別法の適用を受ける地方自治体

マレーシアでは、連邦地方自治体法ではなく、個別法に基づき特別な位置付けがなされている地方自治体がある。

首都のクアラルンプールでは、1960年連邦首都法（Federal Capital Act 1960）に基づきクアラルンプール首都特別市（Dewan Bandaraya Kuala Lumpur：DBKL, City Hall of Kuala Lumpur）が設置されている。首都という特別な条件

<sup>106</sup> 以下、文脈上支障のない限り、特別市議会、市議会や町議会の「議会」を省略する。

から、個別法により異なったルールが適用されている。州の権限が及ばない連邦地域であり、連邦地域省が運営に関する指導監督を行っている。<sup>107</sup>

また、サバでは 1961 年地方自治体法 (Local Government Ordinance)、サラワクでは 1948 年地方自治体法 (Local Authority Ordinance) がその地方自治体の根拠法であり、連邦地方自治体法は適用されないが、地方自治体の区分など基本的な体系は連邦地方自治体法と同様である。

### (3) 地方自治体の数

2019 年 7 月現在、14 の特別市、40 の市、96 の町の合計 150 の地方自治体が存在する<sup>108</sup> (クアラルンプール首都特別市やサバ、サラワクの地方自治体も含む)。近年、都市化の進展に伴い、町から市へ、市から特別市へ、それぞれ移行する事例が増えてきているが、地方自治体の数自体は、再編後ほとんど変わっていない。

### (4) 地域事務所 (District Office) と地方自治体 (Local Government) の比較

第 2 章第 3 節において述べたとおり、州は、州内の各地域に出先機関として、地域・土地事務所 (District and Land Office) を設置している。州の職員である地域事務所長 (District Officer) の下、地域レベルの州行政を管轄している。

両者を比較した場合の類似点・相違点は以下のとおりである。

#### (類似点)

- ・ 地方レベルの行政であること
- ・ 固有の行政区画を有すること
- ・ イギリス植民地時代の行政システムに由来すること

#### (相違点)

項目	地域事務所 (District Office)	地方自治体 (Local Government)
条例制定権	無し	有り
主な機能	地域レベルの州行政の総合的な調整	義務的事務：公衆衛生、社会インフラの維持・管理等 任意的事務：図書館等公共施設の建設、住宅・商業・工業等のための開発事業、公共交通機関の整備等
財源	税込等の自主財源なし	税込等の自主財源あり

<sup>107</sup> プトラジャヤ及びラブアンはクアラルンプールと同様に連邦地域であり連邦地域省の指導監督下にあるが、地方自治体は置かれていない。

<sup>108</sup> Dr. Halimah Abdul Manaf 北マレーシア大学公共政策大学院 (2019 年)

『Local Government in Malaysia』

### 第3節 地方自治体の業務

#### 1 連邦自治体法と関連法

##### (1) 連邦地方自治体法

連邦地方自治体法は、連邦地域を除く半島マレーシアの地方自治体に関する一般法として、地方自治体が業務を遂行するに当たり必要となる以下のような事項を規定している。

- ・地方自治体の機構（議会と権限）
- ・地方自治体の職員（公務員制度）
- ・業務の実施方法
- ・地方自治体の財政
- ・会計と監査
- ・地方自治体の義務的業務と任意的業務

##### (2) その他の地方自治体関連法

連邦地方自治体法以外に、地方自治体の業務に関連した特別法として、1976年都市計画法（The Town and Country Planning Act 1976）と、1974年道路水路建築法（The Street, Drainage And Building Act 1974）がある。

都市計画法は、自治体基本構想である「構造計画（Structure Plan）」と詳細計画である「地域計画（Local Plan）」を策定し、開発の規制・誘導等を行って計画的なまちづくりを進めることを定めている。地方自治体は構造計画を策定するために面積、建築物の状態、電気・水道の整備状況、人口、所得水準について調査・分析を行い、構造計画を立案する。構造計画は住民に縦覧された後に州の認可を受けることとされている。道路水路建築法は、建築物や関連する設備の許認可や地方自治体が所管する道路の整備及び維持補修、下水道の整備及び維持補修等を地方自治体が行うこととしている。

これら関連法により、マレーシアの地方自治体は、都市計画から開発、建物の建築に至るまで、街づくりに関する全般的な権限を行使できる行政主体として位置付けられているが、これらの業務の他にも教育、消防・防災、選挙などより幅広い業務を行う日本の地方自治体と比べると、その権限の範囲は狭いと言える。

#### 2 地方自治体の具体的業務

##### (1) 業務の特徴

連邦地方自治体法と関連法により、地方自治体の具体的業務が規定されているが、これらの業務は、義務的業務（Mandatory Functions）と任意的業務（Discretionary Functions）に大別されている。

これら地方自治体の業務は、日本の市町村の業務と比べると狭いものである。日本の市町村が実施しているような、消防防災、住民登録、福祉、農林水産業、

上下水道や教育に関することは、連邦憲法の規定により、連邦や州の立法権限に属しているからである<sup>109</sup>。

また、連邦地方自治体法では、地方自治体が業務を進めるうえで必要となる条例制定権を一定の範囲で認めており<sup>110</sup>、1年以下の禁固または2,000RM（約53,120円）以下の罰金といった罰則を設けることができる<sup>111</sup>。

## （2）義務的業務

義務的業務は、連邦地方自治体法第7章から第11章まで（第63条から第100条まで）に規定される業務がこれに該当する。

具体的には、以下のような業務がある。

### 【連邦地方自治体法】

- ・住民の健康維持に関すること
- ・環境衛生に関すること（廃棄物処理、道路・水路の清掃、除草等）
- ・市場・屋台の規制に関すること
- ・共同墓地・食肉処理場・公衆トイレの管理に関すること
- ・公園の整備に関すること
- ・迷惑行為の取締に関すること
- ・その他公共施設の管理に関すること

一方、関連法である都市計画法や道路水路建築法上の業務も義務的業務と考えられている。

### 【都市計画法】

- ・都市計画の策定に関すること（基本構想である構造計画と詳細に関する地域計画の策定）
- ・都市計画区域内の開発や建築規制に関すること

### 【道路水路建築法】

- ・地方自治体が所管する道路の整備・管理に関すること
- ・水路の整備・管理に関すること
- ・建築許可に関すること

## （3）任意的業務

任意的業務は、連邦地方自治体法第12章に規定されており、各地方自治体の

---

<sup>109</sup> 連邦憲法第74条、第77条及び別表第9

<sup>110</sup> 連邦自治体法第102条

<sup>111</sup> 連邦自治体法第104条

規模や財政状況等に応じて、実施可能な場合にのみ実施されるもので、具体的に以下のような業務がある。

- ・低所得者への住居の提供に関すること
- ・医療サービスに関すること
- ・地域の産業振興を通じた雇用の創出に関すること
- ・図書館やスポーツ施設の整備に関すること
- ・公共交通機関の整備に関すること

## 第4節 地方自治体の機構

### 1 長と議員

#### (1) 地方自治体の構成

半島マレーシアの地方自治体は法人格を有する<sup>112</sup>。地方自治体、すなわち議会  
は州によって任命される長と議員（8名以上24名未満）から構成される<sup>113</sup>。

#### (2) 長

地方自治体の長は、特別市の場合は市長（Mayor）、市議会や町議会の場合は  
議長（President）と呼ばれている<sup>114</sup>。

長は、議会の議長を務めることとされており、議事の進行を行う<sup>115</sup>。さらに、  
対外的に地方自治体を代表する役割を担っている。

#### (3) 議員

議員（Councillor）は、州が住民の中から、

- ①地方行政に関する幅広い経験を有する者
  - ②商工業等の専門分野で功績のあった者
  - ③住民の利益を代表しうる者
- を任命することとされている<sup>116</sup>。

原則として、議員は各政党から任命される。事前に各政党は候補者の一覧表  
を作成し州に提出する。政権与党から最も多く任命されるのが一般的である。

どのような人々が議員として任命されているかは、地方自治体によって異な  
るため一概には言えないが、弁護士、教師、会社員等が選ばれており、専門の場  
合もあれば兼職の場合もある。NGO 法人から1~2名を任命する地方自治体も  
ある。

議員の任期は3年を超えないこととされている。しかし、再任を妨げるもの

---

<sup>112</sup> 連邦地方自治体法第13条

<sup>113</sup> 連邦地方自治体法第10条第1項

<sup>114</sup> 連邦地方自治体法第2条

<sup>115</sup> 連邦自治体法第25条

<sup>116</sup> 連邦地方自治体法第10条第2項



ではない<sup>117</sup>。ほとんどの場合、2年間の任期で議員を任命しており、任期満了後、各州政府により再任するか否かが決定される。多くの議員は州政府を構成する政党によって指名された候補者から選任されているのが実情である。

#### (4) 議員選挙

前述のとおり 1964 年 9 月に地方自治体議員選挙の実施を中断することが決定され、現在に至る。現行の連邦地方自治体法では「地方自治体議員選挙に関する全ての規定の効力を中断する」<sup>118</sup>と規定されており、実定法上中断が引き継がれていることが明示されている。これについては、住民自治の趣旨が没却されているとの指摘があり、2000 年代後半には選挙制度導入を望む声が高まった。

**【表 24：任命制と選挙制の比較】**

	任命制	選挙制
関係性	上位機関と密接	地域住民と密接
意思決定	・迅速 ・上位機関からの助言	合意形成に時間を要しうる
コスト	選挙制に比べ小さい	選挙活動に多額の費用を要する
時間的制約	選挙のプロセスが無い ため時間を節約できる	選挙のプロセスのための時間を要する
専門性	地方自治体の分掌分野において専門性を有する	専門性を有する人材とは限らない
利害関係	地域住民に限らずより広範な利益を重視する傾向	地域住民の要求・利益を重視する傾向
地域住民	その地域及び地域住民に精通しているわけではない	その地域及び地域住民に精通している

出典 (Dr. Halimah Abdul Manaf 北マレーシア大学公共政策大学院  
「Local Government in Malaysia」)

## 2 議会と委員会

### (1) 議会

議会は、1ヶ月に1度以上、定例会 (Ordinance meetings) を開くこととされている<sup>119</sup>。また、地方自治体の長は、任意に又は3分の1以上の議員の求めにより、臨時会 (Special meeting) を招集することができる<sup>120</sup>。

定足数は、定例会においては欠員を除いた議員数の3分の1、臨時会において

<sup>117</sup> 連邦地方自治体法第 10 条第 3 項及び第 6 項

<sup>118</sup> 連邦地方自治体法第 15 条

<sup>119</sup> 連邦地方自治体法第 20 条

<sup>120</sup> 連邦地方自治体法第 21 条

は欠員を除いた議員数の2分の1である<sup>121</sup>。

前述のとおり、定例会や臨時会の議長は長が務める。会議は、原則として公開され<sup>122</sup>、議決は多数決により行われる<sup>123</sup>。

## (2) 委員会

議会は、地方自治体の運営に関する補助的な機関として委員会(Committee)を設けることができる。長、議員の他に地方自治体がふさわしいと考える者を委員として任命することができる<sup>124</sup>。委員会の数や名称は自治体によって異なるが、一般的に、10前後の委員会が設けられ、各議員が2～3の委員会に所属している。

## 3 事務局

### (1) 事務局長

議会の下には、実務の責任者として、州により任命される事務局長(Secretary)が置かれている<sup>125</sup>。事務局長は州の職員が任命されるケースもある。

### (2) 事務局の機構

事務局長の下には実務を担当する事務局として各部課が設けられている。機構については、連邦地方自治体法は特段の規定を設けていないので、地方自治体によって大きく異なる。

### (3) 事務局職員

大学卒業レベルの者は、管理職や専門職に就き、一般職となることは少ない。地方自治体の職員は個々の地方自治体が直接採用するが、日本のように原則年に1度定期的に採用する方式ではなく、必要に応じて採用しており、新聞広告等を通じて募集する。地方自治体は職員定数について州に報告する必要があるが、給与は連邦の首相府公務員局が作成する基準に準拠して自らが決定する。

## 第5節 地方自治体の財政及び税政

### 1 地方自治体の財政及び税政の現状

マレーシアの地方自治体の財政規模は極めて小さく、法定機関を除いたマレーシアの政府歳出全体に占める地方自治体の歳出割合を見ると、3～4%に過ぎない。

---

<sup>121</sup> 連邦地方自治体法第24条

<sup>122</sup> 連邦地方自治体法第23条

<sup>123</sup> 連邦地方自治体法第26条

<sup>124</sup> 連邦地方自治体法第28条

<sup>125</sup> 連邦地方自治体法第2条

【表 25：国全体の歳入・歳出に占める連邦・州・地方自治体の割合】（再掲）

【歳入】

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連邦	87%	87%	87%	88%	89%
州	9%	10%	9%	8%	7%
地方自治体	3%	3%	4%	4%	4%

【歳出】

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連邦	90%	91%	90%	90%	89%
州	7%	6%	7%	6%	8%
地方自治体	3%	3%	4%	4%	3%

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance (2019) ,Economic Report 2018」）

地方自治体の歳入は、税や手数料に代表される自主財源と連邦や州への依存財源である補助金に区分される。歳出は、職員給料等の人件費、各種行政サービスの提供に係る経費や公共施設の整備を行う開発経費<sup>126</sup>等からなる。ここ5年間における全地方自治体の総額ベースの財政状況をみると、2016、2017年は財政収支は赤字となっている。

【表 26：地方自治体の決算状況】

（単位：百万 RM）

年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入①	7,999	8,485	10,528	10,424	10,046
自主財源	6,837	7,098	9,479	9,328	9,072
州・連邦補助金	1,162	1,387	1,049	1,096	974
歳出②	7,835	7,490	9,810	10,702	10,687
経常経費	6,521	5,979	7,960	9,104	8,224
開発経費	1,314	1,511	1,850	1,598	2,463
全収支①－②	164	995	718	△278	△641

出典（マレーシア統計局「Ministry of Finance (2019) ,Economic Report 2018」）

## 2 歳入

地方自治体の歳入については、連邦地方自治体法において、評価税、賃貸料、手数料、サービス料、補助金等が規定されている<sup>127</sup>。

### （1）評価税

評価税（Rate）は、日本でいう固定資産税に相当し、地方自治体の区域内にあ

<sup>126</sup> 日本の地方自治体でいう投資的経費（普通建設事業費等）に該当する。

<sup>127</sup> 連邦地方自治体法第 39 条

る土地や建物の所有者に対し課税するものである。連邦地方自治体法は、州の承認の下、地方自治体が評価税を課することができる旨を規定している<sup>128</sup>。また、特別な評価税として、水路に対し水路評価税（Drainage Rate）を課することもできる<sup>129</sup>。評価税の課税額は、対象となる土地や建物等の年間評価額（Annual Value）か上昇評価額（Improved Value）のいずれかを課税対象とし、これに税率を乗じることで得られる。

なお、連邦地方自治体法は下表のとおり税率の上限を定めている<sup>130</sup>。

【表 27：評価税における税率の上限】

課税対象税		率の上限
年間評価額：年間の賃貸料に基づくもの <sup>131</sup>	土地・建物	35%
	水路	5%
上昇評価額：正常価格で売却した際の利益に基づくもの <sup>132</sup>	土地・建物	5%
	水路	1%

これらの税率は地方自治体によって異なるだけでなく、同一の地方自治体内であっても、対象となる資産の所在地や用途等によって、異なった税率が適用されている。また、州は、対象となる資産の目的に応じて評価税を免除したり減額したりする権限を有している<sup>133</sup>。

課税対象となる資産に対し、地方自治体は、それらの評価リスト（Valuation List）を作成しなければならない。リストには、資産の所在地、内容、所有者（使用者）と年間評価額又は上昇評価額が含まれ、5年に1度改定することとされおり<sup>134</sup>、改定には州政府の許可が必要である<sup>135</sup>。

評価に対して不服がある場合は、評価リストが確定する14日以上前に文書による不服申立てを行うことができる<sup>136</sup>。さらに不服がある場合は、司法手続により高等裁判所で争うことができる<sup>137</sup>。

一方、地方自治体は、評価税の滞納者に対しては、動産や不動産の差押や競売を行う権限が認められている<sup>138</sup>。

<sup>128</sup> 連邦地方自治体法第 127 条

<sup>129</sup> 連邦地方自治体法第 128 条及び第 132 条

<sup>130</sup> 連邦地方自治体法第 130 条

<sup>131</sup> 連邦地方自治体法第 2 条

<sup>132</sup> 連邦地方自治体法第 2 条

<sup>133</sup> 連邦地方自治体法第 134 条及び第 135 条

<sup>134</sup> 連邦地方自治体法第 137 条

<sup>135</sup> 連邦地方自治体法第 143 条

<sup>136</sup> 連邦地方自治体法第 142 条

<sup>137</sup> 連邦地方自治体法第 145 条

<sup>138</sup> 連邦地方自治体法第 148 条から第 152 条まで

## (2) 賃貸料

賃貸料 (Rent) は、地方自治体の財産を使用している者から徴収する費用である。マレーシアではほとんどの地方自治体が、所有する市場、ホーカー・センター (Hawker Centre)<sup>139</sup>や商業用ビルを個人や法人に使用させており、その対価である賃貸料が地方自治体の歳入となっている。

また、市民会館、体育館等の公共施設を一時利用させる際に徴収する費用もこの賃貸料として取り扱われている。

## (3) 手数料

手数料 (Licence Fees) は、地方自治体に対して行われる様々な許可申請手続の中で、許可証等を交付する際に、申請者から徴収するものである。地方自治体によって、また許可の内容によって、手数料の額は異なっている。手数料が必要となる許可申請は、一般的に以下のようなものが挙げられる。

- ・食品・食品加工品の製造に関する許可
- ・商業や各種取引に関する許可
- ・宿泊施設や娯楽施設の設置に関する許可
- ・ホーカー・センターでの営業に関する許可

## (4) サービス料・その他自主財源

地方自治体は住民に対し、提供した行政サービスの対価として、サービス料 (Fees and Charges) を徴収することができる。具体的には、ごみの収集に対する料金や地方自治体が運営する駐車場の駐車料金等がこの区分に該当する。

また、その他の自主財源として、不法投棄や無許可営業等に対する罰金、資産の運用による収入や利子収入が挙げられる。

## (5) 補助金

主要な依存財源である補助金 (Grant) は連邦や州から交付される。主に4種類の補助金からなる。

- ・年間均衡補助金 (Annual Equalisation Grant)
- ・設立補助金 (Launching Grant)
- ・開発事業補助金 (Development Project Grant)
- ・道路管理補助金 (Road Maintenance Grant)

### ア 年間均衡補助金 (Annual Equalisation Grant)

地方自治体にとって最も重要な補助金とみなされているのが、年間均衡補助

---

<sup>139</sup> いわゆるフード・コートのような食事を提供する屋台の集合体。ホーカー (hawker) は行商人の意味であり、マレーシアやシンガポールでよく見られる。

金である。これはいわゆる財源調整の役割を果たしている補助金で、財源の不十分な地方自治体にとっては、義務的な業務を実施するに当たって不可欠な補助金となっている。この補助金は、連邦が州を経由して（いわゆる間接補助）交付している。

年間均衡補助金は、地方自治体の管理に関する州補助金法（States Grants (Maintenance of Local Authorities) Act1981 (Act245)）に基づき、住宅・地方自治体省が定める計算式により算定される。地方自治体の人口、面積に貧困率等社会的要因を加味し財政需要額（Fiscal Needs）を算定し、単年度の歳入と所有する資産に基づき算出した財政能力（Fiscal Capacity）との差額の一定割合を補助金により補填するもので、日本の地方交付税制度をより単純化したものということができる。

#### イ 設立補助金（Launching Grant）

設立補助金は、地方自治体再編が計画どおりに実行されるようにするため導入された補助金である。地方自治体の統廃合等により、新たに地方自治体が設立されるときに、必要となる施設・設備整備に対し交付され、地方自治体は、行政区域の面積及び人口規模に従い、設立補助金の申請を行う。地方自治体の設立時に1度だけ交付を受けることができる。

#### ウ 開発事業補助金（Development Project Grant）

開発事業補助金は、地方自治体が行う地域開発のためのインフラ整備事業等に対し交付される補助金である。例えば、公民館等の社会教育施設、廃棄物処理施設、公園等が対象となっている。交付を希望する地方自治体が連邦に対し申請を行い、連邦の住宅・地方自治体省が交付を決定し、進捗状況に合わせて州を経由のうえ交付する。

#### エ 道路管理補助金（Road Maintenance Grant）

道路管理補助金は、地方自治体の道路管理に対する補助金である。連邦が定める1マイル（約1.6km）辺りの平均的な管理費を単価として、管理している道路の延長に基づき交付額が計算される。

### （6）借入金（Loans）

地方自治体は、開発経費や一部の経常経費に対し借入金を充当することができる。連邦自治体法は、州の同意を得たうえで、土地の取得、建物の建設のために借入できる旨規定している。しかし、借入額の上限として現に所有する資産総額の5倍を上回ることや、60年を超える返済期間を設定することはできないこととなっている<sup>140</sup>。

---

<sup>140</sup> 連邦自治体法第41条

### 3 歳出

2017年度の地方自治体の歳出全体に占める開発経費は約23%である。州が約51%であることと比較すると低い比率であり、地方自治体は経常的な業務を主としていることがわかる。

## 第6節 地方自治体の行政評価制度

### 1 行政評価制度導入の背景

日本においては、公共部門における評価が多くに関心を集めるようになったのは1990年代後半以降のことであり、一部の県が先行して行政評価に取り組み、その後他の都道府県や大規模な都市がこれに続いた。

マレーシアにおいては、行政機関をはじめとする公共部門の改革は重要な課題となっている。行政機関は住民へのサービス提供の実績を重視してきたが、業績の低さ、柔軟性の欠如、非効率性、過度な官僚主義及び説明責任を果たしていないこと等を理由に批判されてきた。これに対して、連邦政府は、組織全体の業績に影響を与える個人の資質を向上させることにより改善を試みてきた。

### 2 マレーシアにおける行政評価制度

現在のマレーシアにおける行政評価制度は「新報酬制度（the New Remuneration System）」<sup>141</sup>と呼ばれる、知識と技能を主要な資質として重視する業績連動型の給与制度と組織全体の業績を評価する星評価制度（Star Rating System：以下、「SRS」という。）と呼ばれる格付け制度を柱とする。

以下では、SRSを中心にマレーシアにおける行政評価制度について紹介する。

#### （1）Star Rating System（星評価システム）の導入の経緯

マレーシアにおいては、1990年代初頭にニュー・パブリック・マネージメント<sup>142</sup>が導入された際に、地方自治体における行政評価制度の機運が高まった。以来、地方自治体は業績報告の透明性の向上及び公務員個々人の清廉性を志向するようになった。下表に示すように連邦政府の主導のもと、各種制度が導入されていき、地方自治体も業績評価手法の改善に積極的であった。2008年には第5代マレーシア首相アブドゥラ・バダウィのもと、Malaysian Administrative Modernisation and Management Planning Unit（マレーシア行政近代化・管理計画局：以下、「MAMPU」という。）により政府機関にMAMPU's Star Rating System on Public Managementが導入され、同年、評価項目・基準を地方自治

<sup>141</sup> 新報酬制度の導入以前は、マレーシアの公務員の給与は業績に関係なく毎年昇給していたが、新報酬制度の導入により優秀な業績の職員に大幅な昇給が認められるようになり、一方で満足な業績を残せなかった職員の昇給は見送られるようになった。

<sup>142</sup> 民間の経営手法を公的部門に応用した公的部門のマネジメント手法

体の業務に適合させた Local Government Star Rating System on Service Delivery<sup>143</sup>がマレーシアの全ての地方自治体に導入された<sup>144</sup>。

【表 28 : マレーシアの地方自治体における行政評価制度の歴史】<sup>145</sup>

No.	年度	制度
1	1968	Programme and Performance Budgeting System
2	1987, 1992	Micro Accounting System
3	1990	Modified Budgeting System
4	1991	Productivity Improvement Initiative
5	1992	Total Quality Management
6	1993	<u>the New Remuneration System</u>
7		Clients' Charter
8	1996	ISO
9	1999	Benchmarking
10	2007	Treasury Strategic Results Area and Strategic KPIs
11	2008	MAMPU's Star Rating System on Public Management
12		<u>Local Government Star Rating System on Service Delivery</u>
13	2009- until now	Key Performance Indicator for job holders in the senior position <sup>146</sup>

出典 (Dr. Halimah Abdul Manaf 「Local Government in Malaysia」)

## (2) SRS の評価基準

SRS では検査、指標及びモニタリングに基づき評価が行われ、その評価基準には、それぞれさらに詳細な指標を示すための副基準がある。また、各基準の役割は大きく異なるため、それらの重要性は異なる。これらの基準には、352 の指標が含まれており、マレーシアの全ての地方自治体に適用される。

これは、全ての地方自治体が規則や規制に基づき同様の役割と機能を有しているためである。評価は住宅・地方自治体省の職員により、面談や書類審査、現地調査を通じて行われる。

<sup>143</sup> 以下、「SRS」は「Local Government Star Rating System on Service Delivery」のことを言う。

<sup>144</sup> SRS 導入の目的は、第一に地方自治体のサービスのレベルを評価すること、第二に地方自治体の競争力を向上させること、第三により効率的な行政運営を可能とするために地方自治体の体質を変えていくことであった。

<sup>145</sup> 表中の各制度は政府機関においては No.12 を除き現在も運用されており、地方自治体においては No.1, 2, 9, 10, 11 を除き現在も適用されている。

<sup>146</sup> 当初、政府関連企業を対象に導入された Key Performance Indicators は、政府関係機関の上級職員までその評価対象を段階的に拡大し、現在に至る。



【表 29：マレーシアの地方自治体における星評価制度の評価基準】

No.	基準	比率
1	行政運営 ・組織運営 ・資産・財政運営 ・人材管理	30%
2	コアサービス ・許認可・事業者監督 ・計画策定 ・建築物検査 ・不動産運営、管理 ・交通管理、駐車場運営管理 ・景観維持 ・事業計画、事業実施 ・条例規則制定、執行 ・公衆衛生	35%
3	住民サービス 窓口業務 苦情対応	15%
4	地域住民参加・調査 地域住民参加 地域に関する調査実施状況	20%
	合計	100%

出典（Dr. Halimah Abdul Manaf 「Local Government in Malaysia」）

### （3）SRS の評価のプロセス

評価のプロセスは、年次報告書、年次財務報告書、開発事業監視報告書、その他の既存の文書やオンラインで入手した情報の見直し、そして地方自治体の職員へのインタビュー等によるデータ収集から始まる。

基本的に、評価は2年ごとに行われる。ただし、1つ星又は2つ星と評価された地方自治体には、翌年評価が行われる。3つ星又は4つ星を獲得した地方自治体は希望により6か月後に再度評価を受けることができる。これは、これらの地方自治体は短期間で実行できるわずかな改善を加えるのみで5つ星の評価を得ることが可能と考えられているためである。5つ星の地位を持つ者は2年間その地位を保持することが許され、その後再評価の対象となる。

評定報告書は、「SSR-Local Steering Committee」及び他の関連する重要な

会議で発表される。さらに、評定報告書は関連する全ての地方自治体にも伝えられ、住宅・地方自治体省の Web サイトで公開される。

地方自治体に与えられる評価は、指標に従って付与された点数の合計によって決定される。最も評価の高い地方自治体には5つ星が与えられ、最も評価の低い地方自治体には1つ星が与えられる。1つ星又は2つ星を獲得した地方自治体に対しては州政府と住宅・地方自治体省が監視を行い、課題の評価と業務改善が図られる。

【表 30：得点と付与される星の関係】

得点	星
90-100	★★★★★
75-89	★★★★
60-74	★★★
46-59	★★
45 以下	★

出典 (Dr. Halimah Abdul Manaf 「Local Government in Malaysia」)

## 第7節 連邦・州との関係

### 1 地方自治体と連邦との関係

ここでは、地方自治体と関係の深い国家地方自治体評議会及び住宅・地方自治体省地方自治体局について述べる。

#### (1) 国家地方自治体評議会

これまで述べてきたように、地方自治体に関する立法権限は州の所管事項とされているが<sup>147</sup>、地方自治体に関する政策形成については、国家地方自治体評議会 (National Council for Local Government) がその最高機関として位置付けられている<sup>148</sup>。国家地方自治体評議会は連邦政府及び州政府から分離された機関であり、自治体に関する事項については連邦政府及び州政府よりも上位に位置する。国家地方自治体評議会は1960年に設立され、地方自治体に影響を及ぼす法令規則の制定等について連邦政府及び州政府へ助言することを役割とする。その特徴は以下のとおりである。

- ・ 連邦憲法を根拠とする機関であること
- ・ 住宅・地方自治体大臣が議長を務めること
- ・ 事務局が住宅・地方自治体省に置かれること
- ・ 国家地方自治体評議会の構成員は連邦憲法により半島マレーシア各州の首相

<sup>147</sup> 連邦憲法別表第9

<sup>148</sup> 連邦憲法第95条A

又は首席大臣と連邦の関係省の大臣（10名以内）と規定されていること

※ サバ州、サラワク州は投票資格を有しないオブザーバーとして参加することとされている）

国家地方自治体評議会は、地方自治体に関係する最高の政策形成機関であり、いかなる法令改正についてもまずこの評議会で議論しなければならないとされている。その結果、評議会で決定された事項に連邦と州は拘束される。ただし、サバ州、サラワク州については、国家地方自治体評議会の決定に従うことを要求されないとされている。<sup>149</sup>

国家地方自治体評議会は以下のような機能を有する。

- ・ 連邦政府と州政府の議論の仲介
- ・ 地方自治体の成長発展に係る助言及び調整
- ・ 地方自治体の政策及び地方自治体に関する立法の方針の策定
- ・ 半島マレーシアにおける地方自治体の発展及び監督に関する国家政策の策定及び立法に関しての連邦政府及び州政府への助言。

## （2）住宅・地方自治体省地方自治体局

住宅・地方自治体省地方自治体局（Local Government Department, Ministry of Housing and Local Government）は、国家地方自治体評議会の事務局として位置付けられ、同評議会に関する議案作成等を行っていることから、州の立法管轄事項を含む政策決定に関わることを通じて、個々の地方自治体に対する影響力を有している。同局は、国家地方自治体評議会において決定された事項を実施するために必要な調整を州や地方自治体と行っている。

また、同局は連邦地方自治体法を所管していることから地方自治体への補助金を交付する権限も有している。

前述した年間均衡補助金や開発事業補助金については、州政府を通じて地方自治体に交付するが、その算定は連邦が行い、連邦が州に対する補助金として交付しているため、連邦すなわち同局の持つ影響力は大きい。

これ以外にも、地方自治体局は、地方自治体職員向けの研修事業や個別法に基づき技術的なアドバイスを行うなどしている。

### 【住宅・地方自治体省地方自治体局の業務】

- ・ 国家地方自治体評議会の事務局
- ・ 自治体の効率性の監視及び効率化の促進
- ・ 行政運営を可能とするための予算編成及び財政状況の改善に係る助言・支援
- ・ 自治体職員の資質向上のためのセミナー、研修等の機会の提供
- ・ 地方自治体へ支給される各種補助金に関する対応

以上述べてきたように、国家地方自治体評議会及び住宅・地方自治体省地方

---

<sup>149</sup> 連邦憲法第 95 条 E

自治体局は、地方自治体の政策策定及び立法において広範な権能を有する。これは地方自治体が連邦政府の方針に反する事態を防ぐためである。

## 2 州と地方自治体の関係

ここでは州の地方自治体に対する指導監督権限について述べる。

### (1) 州の指導監督権限

州と地方自治体の関係については連邦地方自治体法に定められている。

総括的な規定として、州は、必要に応じて、地方自治体の権限の行使や業務の遂行に対して指導を行い、財産や活動の状況に関する報告を求めることができ、地方自治体はこれに従わなければならない<sup>150</sup>。さらに、特別規定として、州政府が公共の利益の観点から、地方自治体の業務を州に移管することを認めている<sup>151</sup>。このように現行制度では、州は地方自治体に対し広汎かつ強力な権限を有している。

**【表 31 : 地方自治体の業務が連邦政府や州政府に移管された例】**

業務	現在の所管
河川管理	連邦政府（天然資源・環境省利水局）
消防	連邦政府（住宅・地方自治体省消防救助局）
薬物規制・計量	連邦政府（国内通商・消費者省）
図書館	州
博物館	連邦政府（観光・芸術・文化省）
水道・貯水池の管理	州
下水道	（民営化）

出典（Kuppusamy「Local Government and Socio-Economic Development : Lessons from Malaysia」）

### (2) 名称や区域の決定に関する権限

地方自治体の名称や区域については、州が連邦と協議して定めることとされ、これらの変更（合併を含む）についても、同様に州が連邦と協議したうえで変更を宣言することができる<sup>152</sup>。

### (3) 組織に関する権限

前述のように、地方自治体の長や議員は州により任命される。また、地方自治体の長が自らの権限を行使する際、議会の意見が一致しない場合、州首相や首席

<sup>150</sup> 連邦地方自治体法第9条

<sup>151</sup> 連邦地方自治体法第165条

<sup>152</sup> 連邦地方自治体法第3条～第5条

大臣に意見を求め、その決定に従わなければならない<sup>153</sup>。

また、地方自治体は、翌年の予算を州政府に提出する前又は提出する際に、地方自治体の職員定数を併せて報告しなければならない。これには、職ごとに従事する人数だけでなく、給与や諸手当も明記しなければならない。組織改正等で職位を新設する場合も、州政府の承認を要する<sup>154</sup>。

#### (4) 条例制定に関する権限

連邦地方自治体法は地方自治体に一定の範囲で地方自治体の条例制定権を認めている<sup>155</sup>が、これらの条例（施行時に必要となる規則も含む）は、州によって確認され官報に公示されるまでは効力が発生しない<sup>156</sup>。

#### (5) 財政に関する権限

地方自治体は、それぞれの年の予算について、前年の 11 月 10 日までに議会の議決を経て定めなければならないとされており、当該予算は、毎年 11 月 20 日までに州政府へ提出され、12 月 31 日までの間、州はこれについて審議する権限を有する。修正や削除も可能であり、最終的に州政府が承認したものが官報に告示され、地方自治体もこれに拘束される<sup>157</sup>。補正予算についても、同様に州の承認を要する<sup>158</sup>。また、地方自治体は州の承認を得た場合を除き、予算に含まれないいかなる歳出も行うことができない<sup>159</sup>。

決算についても、州政府により任命された監査人が報告書を作成し、州立法議会（クアラルンプールの場合は、連邦の下院）で審議される<sup>160</sup>。これらの他、借入や基金の取崩、資産の処分等についても州の関与が規定されている<sup>161</sup>。

## 第 8 節 地方自治体の行政実態（ペタリンジャヤ市の例）

### 1 ペタリンジャヤ市の概要

#### (1) 概要

マレーシアの GDP の 75% は都市部が牽引している。都市化率は 2015 年の 74.8%（都市人口 1,898 万人）から 2025 年には 83.3%（都市人口 2,285 万人）に増加する見込みである。

ペタリンジャヤ市はマレーシアの首都であるクアラルンプールの衛星都市と

---

<sup>153</sup> 連邦地方自治体法第 10 条

<sup>154</sup> 連邦地方自治体法第 16 条

<sup>155</sup> 例えば、連邦地方自治体法第 73 条、第 98 条又は第 102 条

<sup>156</sup> 連邦地方自治体法第 103 条

<sup>157</sup> 連邦地方自治体法第 55 条

<sup>158</sup> 連邦地方自治体法第 56 条

<sup>159</sup> 連邦地方自治体法第 57 条

<sup>160</sup> 連邦地方自治体法第 60 条


<sup>161</sup> 連邦地方自治体法第 41 条、第 51 条等

して発展したスランゴール州の特別市で、マレーシアにおける主要な都市のひとつである。総面積は 97.2 km<sup>2</sup>、人口は約 71 万人である。

同市の戸数は 1953 年には約 1,300 戸に過ぎなかったが、1974 年には 13,592 戸まで増加した。2006 年には人口が 50 万人を上回り、特別市へと昇格した。2006 年以降も交通の利便性、良質な住環境から中間層を中心に継続して人口が増加している。

1970 年代までは製造業が盛んであったが、地価の高騰により多くの利益が見込める商業・住宅開発が盛んとなり製造業は衰退し、工場跡地には投資対象であるコンドミニアムが建設された。MRT の沿線は特に開発が進んでいる。

現在は重工業地帯をオフィスや商業施設からなるビジネスパークとする計画が進められており、これにより税収の増加が見込まれている。<sup>162</sup>

正式名称	MAJLIS BANDARAYA PETALING JAYA
シンボル	
位置	北緯 3 度 6 分 24 秒 東経 101 度 36 分 30 秒
面積	97.2 km <sup>2</sup>
州	スランゴール州
人口	713,857 人

出典（ペタリンジャヤ市提供資料を基に作成）

## （2）長

前述のとおり、マレーシアでは市長は州による任命制である。

現在の市長は、スランゴール州政府で長い勤務経験があり、同州の経済企画庁（economy planning unit）でも勤務していた。その後、他の地方自治体の市長となり、ペタリンジャヤ市の市長となった。また、現在の市長は **Diplomatic administration officer** という肩書を持つ。この肩書はマレーシアでは州・自治体幹部として教育された人材であることを示すもので、取得するためには INTAN（National Institute of Public Administration）という官僚育成機関の講習を受ける必要がある。一般に、官僚が昇進するためには INTAN で研修を受ける必要がある。<sup>163</sup>

なお、連邦地方自治体法によると、市長に次ぐ職位は **Secretary**（事務局長）であるが、ペタリンジャヤ市では、より格の高い印象を与えるために **Deputy Mayor**（副市長）という肩書としているとのことである。

<sup>162</sup> ペタリンジャヤ市職員から聞き取り

<sup>163</sup> ペタリンジャヤ市職員から聞き取り

### (3) 議会

ペタリンジャヤ市の議員定数は 24 名である。前述のとおり、議員は民選ではなく、州が住民の中から①地方行政に関する幅広い経験を有する者、②商工業等の専門分野で功績のあった者、③住民の利益を代表しうる者を任命することとされている。ペタリンジャヤ市では事実上、同市が選んだ者を州が議員として任命している。

### (4) 財政状況

【表 32：ペタリンジャヤ市の決算状況（2018 年）】

(単位：百万 RM)

歳入	
租税収入	380
租税外収入	130
歳出	
経常経費	118
開発経費	157

出典（ペタリンジャヤ市提供資料を基に作成）

## 2 ペタリンジャヤ市の特徴的な取組

ペタリンジャヤ市は急速な都市化に伴う諸課題の解決のため、スマートシティ構想の導入に取り組んでいる。以下、同市が抱える都市化に伴う諸課題を概説した上で、同市の特徴的な取組として同市のスマートシティ構想について紹介する。

### (1) マレーシアにおける都市化に伴う主な課題

以下はマレーシア各都市が抱える一般的な都市化に伴う課題である。これらはペタリンジャヤ市にも該当する。

急速に進展する都市化：都市経済の競争力の維持・確保
生活費の高さ：多くの国民にとって職場付近に自宅を購入することは困難であり、また良質な生活を送ることが困難であること
不動産価格の高さ：2013 年の不動産価格は 1990 年比で 2 倍に上昇
地球温暖化の影響と気候変動
農村地域の衰退と生物多様性の喪失
実効性の不十分な廃棄物管理と環境汚染対策
渋滞：2013 年の登録車両数は 2,370 万台で 2000 年比約 2 倍に増加
他の ASEAN 諸国と比較しても顕著な都市化によるエネルギー・水資源消費量の増加
効率的・効果的とはいえない都市の政治・行政

出典（ペタリンジャヤ市提供資料を基に作成）

## (2) 都市開発におけるペタリンジャヤ市の課題

都市開発分野に焦点を当てると、ペタリンジャヤ市は以下の課題を抱えている。

土地の利活用	・競争力のある土地の利活用 ・商業的な開発のニーズと連携した土地の公共的利活用
交通	・主要道路における渋滞 ・不十分な公共交通 ・渋滞の原因となる個人所有の車両の多さ
オープンスペース <sup>164</sup> の欠如	・限られた行政区域 ・急速な経済発展への対応
地価の高騰	・クアラルンプールに隣接する立地 ・土地の不足

出典 (ペタリンジャヤ市提供資料を基に作成)

## (3) 課題に対する連邦及び州の計画

マレーシアは、一部の都市に人口が集中し、それに伴い生じてきた社会課題を、スマートシティの実現により解決しようとして試みている。連邦政府が2015年5月に発表した国家5カ年計画「第11次マレーシア計画(2016~2020年)」の6つの主要目標の1つである「経済拡大を支えるインフラ強化」のうち、「デジタルインフラの対象範囲、質などの改善」における戦略の1つとして「スマートシティのためのインフラ強化」が位置づけられている<sup>165</sup>。この他、「第3次国家空間計画(The Third National Physical Plan)」<sup>166</sup>及び「第2次国家都市化政策(The Second National Urbanisation Policy)」<sup>167</sup>が、スマートシティに関わる主な国家政策である。

また、スランゴール州は2016年に「Smart Selangor (スマート・スランゴール)」という2025年までの計画を策定し、IoTを通じた住民の生活の質向上を目的としたスマートシティ化を進めている。

---

<sup>164</sup> 公園や広場等、開発されておらず、公衆が自由に出入りできる空間をいう。United states environment protection agency

<https://www3.epa.gov/region1/eco/uep/openspace.html>

<sup>165</sup> 2018年5月の政権交代後第11次マレーシア計画は見直しが行われた。見直し後は「スマートシティ」という用語は用いず、スマートシティ化を前提とした「競争力のある都市」開発に重点を置いている。

<sup>166</sup> 2005年に策定された、半島マレーシアの総合的な空間計画を定めた国家政策で、5年に1度見直しが行われる。主な目標として、人口増加、地方の開発、公共交通機関網の整備、二酸化炭素の削減などが掲げられている

<sup>167</sup> 2006年に策定された、人口増に対処するための都市部の効率的かつ体系的な開発計画を定めた国家政策で、2016年に見直しが行われた。



#### (4) 課題に対するペタリンジャヤ市の取組

##### ア 計画

ペタリンジャヤ市では連邦及び州の計画に沿って 2017 年に策定したスマートシティ構想「Petaling Jaya, Smart, Sustainable& Resilient 2030」：以下、「SSR2030」という。)のもと、IoT とビッグデータ活用による課題の解決に取り組んでいる。

SSR2030 は 2030 年までにペタリンジャヤ市を持続可能な都市 (sustainable city) に転換することを目指しており、その数値目標は 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs) を同市の実情に合わせ再構築したものである<sup>168</sup>。SSR2030 では特に公共交通、低炭素社会、リサイクル、治安、自然災害、消費エネルギーの削減、バリアフリー社会の 7 つを重点分野としている。

##### イ 現在の運用

###### (ア) ビッグデータの活用

ペタリンジャヤ市では、各部局から集積した 225 項目に及ぶデータを GIS (Geographic Information System : 地理情報システム) を用いて整理・統合し、分析を行っている。データは地理空間情報として 3D マップで表示することができ、例えばある区域内の駐車場数や運行している公営バスの台数、犯罪多発地域・地点、苦情の多い地域といった情報を表示させることができる。これにより、従来よりも効率的に市内の実情を把握することができ、都市計画、交通政策、防犯、環境等、様々な分野において地域住民及び利害関係者のニーズを満たし、より実態に即した行政が可能となるとのことである。

###### (イ) スマートセンタービルディング

スマートセンタービルディングは 2019 年に新たに設けられた、ペタリンジャヤ市役所本庁舎に隣接する施設である。GIS により整理・統合された情報をもとに職員が執務を行うとともに、市民等の啓発の場として開設された。施設内には複数の情報を同時に表示できる大型ディスプレイが設置された執務室等が整備されている。

また、市民や利害関係者はスマートセンタービルディングで各種情報を参照することができる。例えば、ある開発地域の開発の進捗状況や開発事業者などの情報をスマートセンタービルディングで閲覧できる。ただし、ソフトコピーを入手することはできないとのことである。

---

<sup>168</sup> 2030 年までに公共交通機関利用率の 40% 向上、エネルギー消費の 30% 削減、犯罪率を毎年 10% 低下させること、炭素排出量を毎年 2% 削減すること、リサイクル率を毎年 3% 増加させること、及び洪水被害を 10% 低下させること等を数値目標として掲げている。



【スマートセンタービルディング外観  
(筆者撮影)】



【執務室に設置された大型モニター  
(筆者撮影)】

#### (ウ) ミニ・スマート・センター

ミニ・スマート・センターはペタリンジャヤ市の13の部署に設置されている機関であり、各部署の職員が収集したデータのGISへの入力が行われる。ミニ・スマート・センターではIoTを活用した情報収集、例えば市内に設置されたCCTVによる開発地域の開発状況の確認等が行われる。

入力したデータはGISで整理・統合され、スマートセンタービルディングで参照・活用される。



【CCTVによるモニタリングが行われているミニスマートセンターの内部  
(筆者撮影)】

#### ウ 市民の合意形成

ペタリンジャヤ市ではSSR2030の策定及び同計画に基づく各種施策の実施のため、各地域で説明会を開催するとともに各地域が抱える課題についてヒアリングを行った。ヒアリングにより明らかになった各地域が抱える課題のうち、共通する上位3つの課題について専属的に取り組む部署を新設し、重点的に課題解決に当たることで、市民の理解・合意の形成を図ったとのことである。

#### エ 市民の理解促進

スマートセンタービルディングの敷地内に IoT を活用した太陽光発電のモニター等の展示を設け、市民の理解促進を図っている。

今後はスマートシティビルディングで毎月「Knowledge week」を開催し、廃棄物や教育など、同市が抱える課題等について知識を提供し、その課題解決のためにどのように IoT 等の先端技術が活用されていくかについて学ぶ機会を設け、市民の啓発を図るとのことである。

## 第5章 マレーシアの地方行政の展望

マハティール政権が進める政策は、マレーシアの州政府や地方自治体にどのような影響を与えるのだろうか。希望連盟（PH）の主な公約として、ナジブ政権のスキャンダルに端を発する汚職防止対策、財政再建に関しては、東海岸鉄道（ECRL）やクアラルンプール～シンガポール間高速鉄道（HSR）など大型事業の見直しなどが掲げられた一方で、物品・サービス税（GST）の撤廃、燃料補助金の導入など、国民の支持を得る反面、財政を圧迫しうる項目も織り込んだ。これらの公約の背景を踏まえ、今後の地方行政への影響を推察する。

### 第1節 汚職・不正のない政治体制への変革

背任やマネーロンダリングなどの罪で起訴されたナジブ首相のマレーシアの政府系ファンド「1MDB」の巨額資金流用事件が政権交代につながったことから、マハティール政権は、公約の目玉として汚職・不正のない政治体制への変革を強力に推し進めている。

従来、マレーシアでは、2009年に汚職防止委員会法により、汚職防止の専門機関としてマレーシア汚職防止委員会（Malaysian Anti-Corruption Commission : MACC）を設置し、調査等により公務員の服務規律違反が確認された場合には、各省庁において懲戒処分等を行ってきた。2013年には各省庁に清廉課が設置され、犯罪行為の抑制、倫理違反の抑制、清廉性に係る内部統制の強化がされた。また、優秀な人材の確保のため、管理職の意識改革やリーダーシップの育成に重点が置かれている。幹部候補として採用・育成される行政外交職は、マラヤ大学大学院での行政課程を受講するなどの研修を受けている。

政権交代後は、2019年1月に、腐敗のない誠実な国家に対する政府のマニフェストを実現するための政府のイニシアチブの1つとして、「国家汚職防止計画

（National Anti-Corruption Plan : NACP）2019-2023」を発表した。「汚職連鎖の破壊」をテーマにした同計画は、今後5年間の汚職やガバナンスの問題に対処するために、全ての政府及び民間機関が取るイニシアチブに基づいて実用的な目標が設定されている。マハティール首相は、「国家汚職防止計画は現在、そして未来のマレーシアのリーダー達へのリマインドと警告である」と述べている。

人事面では、多くの者が更迭、異動となった。ナジブ首相は自分の意向に沿う外部の者を任命し、高額な報酬を支払っていた。政府高官、官僚、マレーシア航空やペトロナス等の政府系企業トップなどを始め、首相府でも多くの公務員に影響があった。

汚職は政府に対する信頼を低下させ、民間投資にも影響を与え、国の経済発展の大きな妨げとなることから、汚職防止は従来から重要な課題とされており、この度の改革により、既に述べた Star Rating System（星評価システム）を始めとする行政評価制度においても、新たな評価基準が導入されることが期待されている。

## 第2節 GST 廃止による歳入減による影響

2018年6月1日からGSTは0%となり、代わりに、GST導入前に課されていた売上税及びサービス税（SST）が9月1日から再導入された。SSTは財に対する売上税が5～10%、サービス税は6%とするも、消費活動全てに適用されたGSTと比べ、多くの品目が非課税となっており、歳入の不足が生じる。この税制改革により、年間約440億RM（約1兆1,686億円）から約210億RM（約5,312億円）（歳入の約8%）が減少することから、2019年予算において、政府はこの穴を埋めるため、国有石油会社ペトロナスからの特別配当300億RM（約7,968億円）を充当した。

【表33：Fiscal Outlook and Federal Government Revenue Estimates 2019】

Table 2.1. Federal Government Revenue  
2017 – 2019

	RM million			Change (%)			Share (%)		
	2017	2018 <sup>1</sup>	2019 <sup>2</sup>	2017	2018 <sup>1</sup>	2019 <sup>2</sup>	2017	2018 <sup>1</sup>	2019 <sup>2</sup>
<b>Tax revenue</b>	<b>177,658</b>	<b>174,700</b>	<b>176,152</b>	<b>4.9</b>	<b>-1.7</b>	<b>0.8</b>	<b>80.6</b>	<b>73.9</b>	<b>67.3</b>
Direct tax	116,024	133,474	135,068	5.9	15.0	1.2	52.6	56.4	51.6
<i>of which:</i>									
CITA	64,465	70,536	70,187	1.3	9.4	-0.5	29.2	29.8	26.8
Individuals	28,945	34,800	34,954	5.0	20.2	0.4	13.1	14.7	13.4
PITA	11,761	16,845	18,084	39.6	43.2	7.4	5.3	7.1	6.9
Indirect tax	61,634	41,226	41,084	3.2	-33.1	-0.3	28.0	17.5	15.7
<i>of which:</i>									
GST	44,352	23,100	22,000	7.1	-47.9	-4.8	20.1	9.8	8.4
Excise duties	10,112	10,691	11,380	-13.6	5.7	6.4	4.6	4.5	4.4
Import duty	2,784	2,800	2,940	-4.2	0.6	5.0	1.3	1.2	1.1
Export duty	1,355	1,600	1,604	38.3	18.1	0.2	0.6	0.7	0.6
<b>Non-tax revenue</b>	<b>42,748</b>	<b>61,760</b>	<b>85,662</b>	<b>-0.8</b>	<b>44.5</b>	<b>38.7</b>	<b>19.4</b>	<b>26.1</b>	<b>32.7</b>
<i>of which:</i>									
Licences and permits	12,777	14,681	15,567	3.8	14.9	6.0	5.8	6.2	5.9
Investment income	21,638	36,937	59,523	1.0	70.7	61.2	9.8	15.6	22.7
<b>Total revenue</b>	<b>220,406</b>	<b>236,460</b>	<b>261,814</b>	<b>3.8</b>	<b>7.3</b>	<b>10.7</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
<b>Share of GDP (%)</b>	<b>16.3</b>	<b>16.5</b>	<b>17.1</b>						

<sup>1</sup> Revised estimate.

<sup>2</sup> Budget estimate, excluding 2019 tax measures.

Source: Ministry of Finance, Malaysia.

出典（Ministry of Finance Malaysia Annual Budget 2019 Web ページ）<sup>169</sup>

<sup>169</sup> Ministry of Finance Malaysia Annual Budget 2019 Web ページ  
<https://www.treasury.gov.my/index.php/en/budget/item/4526-annual-budget-2019.html>

2020年の予算案では、この特別配当を取りやめたため、歳入は前年比で約7.1%減となっている。

【表 34 : Fiscal Outlook and Federal Government Revenue Estimates 2020】

Table 2.1. Federal Government Revenue  
2018 – 2020

	RM million			Change (%)			Share (%)		
	2018	2019 <sup>1</sup>	2020 <sup>2</sup>	2018	2019 <sup>1</sup>	2020 <sup>2</sup>	2018	2019 <sup>1</sup>	2020 <sup>2</sup>
<b>Tax revenue</b>	<b>174,061</b>	<b>180,010</b>	<b>189,951</b>	<b>-2.0</b>	<b>3.4</b>	<b>5.5</b>	<b>74.7</b>	<b>68.4</b>	<b>77.7</b>
Direct tax	130,035	135,639	142,676	12.1	4.3	5.2	55.8	51.5	58.4
<i>of which:</i>									
CITA	66,474	70,760	75,510	3.1	6.4	6.7	28.5	26.9	30.9
Individual	32,605	35,224	37,363	12.6	8.0	6.1	14.0	13.4	15.3
PITA	20,082	17,883	17,452	70.7	-10.9	-2.4	8.6	6.8	7.1
Indirect tax	44,026	44,371	47,275	-28.6	0.8	6.5	18.9	16.9	19.3
<i>of which:</i>									
GST/SST	25,680	26,800	28,300	-42.0	4.4	5.6	11.0	10.2	11.6
Excise duties	10,779	10,485	11,000	6.6	-2.7	4.9	4.6	4.0	4.5
Import duty	2,897	2,670	2,800	4.1	-7.8	4.9	1.2	1.0	1.1
Export duty	1,725	1,280	1,300	27.3	-25.8	1.6	0.7	0.5	0.5
<b>Non-tax revenue</b>	<b>58,821</b>	<b>83,290</b>	<b>54,579</b>	<b>37.6</b>	<b>41.6</b>	<b>-34.5</b>	<b>25.3</b>	<b>31.6</b>	<b>22.3</b>
<i>of which:</i>									
Licences and permits	14,027	15,204	15,177	9.8	8.4	-0.2	6.0	5.8	6.2
Investment income	31,889	59,500 <sup>3</sup>	28,580	47.4	86.6	-52.0	13.7	22.6	11.7
<b>Total revenue</b>	<b>232,882</b>	<b>263,300</b>	<b>244,530</b>	<b>5.7</b>	<b>13.1</b>	<b>-7.1</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
<b>Share of GDP (%)</b>	<b>16.1</b>	<b>17.4</b>	<b>15.2</b>						

<sup>1</sup> Revised estimate.

<sup>2</sup> Budget estimate, excluding 2020 tax measures.

<sup>3</sup> Including one-off PETRONAS special dividend of RM30 billion.

Source: Ministry of Finance, Malaysia.

出典 (Ministry of Finance Malaysia Annual Budget 2020 Web ページ) 170

この歳入の減少は州政府や地方自治体にどのような影響を与えていくのだろうか。州政府においては歳入の20~25%、地方自治体においては10%程度を占める連邦からの補助金は、財務大臣をリーダーに各州首相が参加する国家財政評議会で議論される<sup>171</sup>。各州首相は必要な補助金額を連邦に対して要請し、連邦は人口や開発の度合い、施設、住宅、電気、水道等の整備状況等を考慮するとともに、産業的に発達している地域にはデジタル化など、さらなる高度な発達を促すための配分等を考慮し、各州政府及び地方自治体に振り分ける。

いずれの地域にあっても、インフラ整備は依然必要とされており、補助金は重要な財源である。GSTは、石油関連収入への依存を脱却するための、国家歳入の大きな柱であったため、代替の財源を確保するなどの措置を講じなければ、投資やサービスの低下を招き、経済成長にも影響を与えることになる。マハティール首相は2019年10月に「国民が望むならGSTの再導入を検討する」と発言し、すぐ撤回した。この発言

<sup>170</sup> Ministry of Finance Malaysia Annual Budget 2020 Web ページ <https://www.treasury.gov.my/index.php/en/budget/item/5542-annual-budget-2020.html>

<sup>171</sup> マラヤ大学行政学・政治学科経済学部への聞き取り

を持って、「現政権は税収確保に苦慮している」と見る者もいるが、「GSTの廃止は、国民の政治への不信感を払拭する意味合いが含まれており、様々な要因があるため、簡単には説明ができない。GST再導入はマハティール首相の冗談であり、ナジブ政権の政策に戻すことはありえないだろう」<sup>172</sup>という考えもある。それを裏付けるかのよう  
に、財務大臣は2020年に新しい税金を導入しないことを誓約している。

一方でマレーシアは手厚い税制優遇措置によって、1,500万人の労働者のうち16.5%しか所得税を支払っていない<sup>173</sup>。既存の課税ベースを拡大するなどして財政再建を達成しなければ、州及び地方自治体の行政サービスを維持、向上させることは困難になると予想される。

### 第3節 メガ・プロジェクトの見直しと公共事業への影響

政権交代当初、1兆RMを超える国の債務の削減を重大な課題とし、歳出削減策として東海岸鉄道（East Coast Rail Link：以下、「ECRL」という。）やクアラルンプール・シンガポール高速鉄道（Kuala Lumpur - Singapore High Speed Rail：以下、「HSR」という。）、ジョホールバル-シンガポール高速輸送システム（Johor Baru - Singapore Rapid Transit System：以下、「RTS」という。）等の建設計画の見直しを発表した。それぞれのプロジェクトについて概要と現状は以下の通りである。

#### 【ECRL】

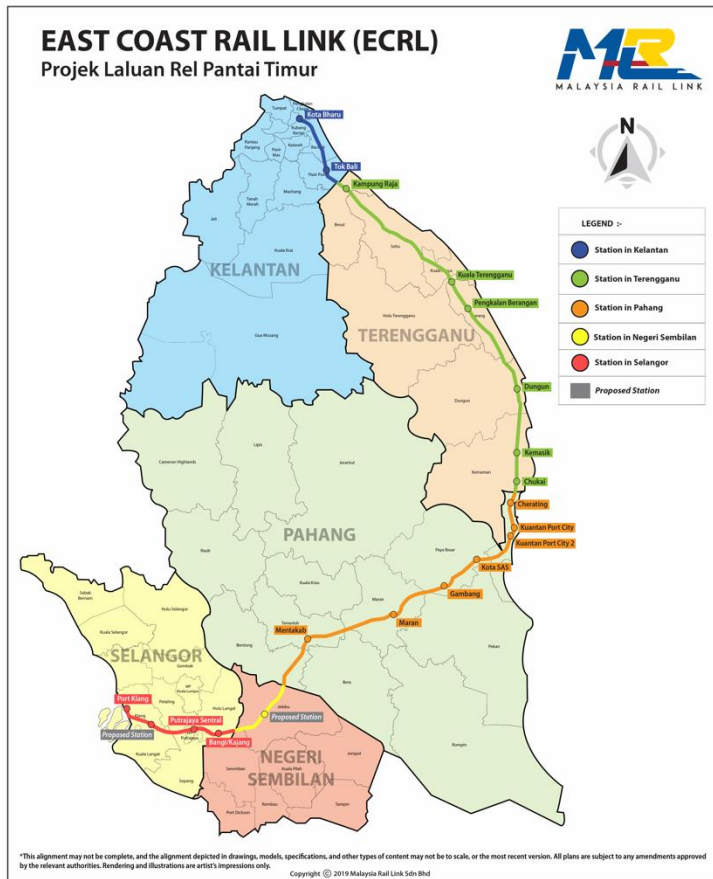
ECRLはナジブ政権時代に決定された事業で、マラッカ海峡と南シナ海の間を陸路で繋ぐ計画であり、中国が一带一路の目玉プロジェクトとして重要視している計画である。マレーシアは、同事業を中止した場合、事業主体である中国国有企業に違約金217.8億RM（約5,785億円）を支払わねばならないため、様々な要素を考慮して判断する必要があった。中国側との交渉の末、工法変更や延長の短縮により、総工費を当初の655億RM（約1兆7,397億円）から440億RM（約1兆1,169億円）に3割減額することで合意し、一転してECRLの再開を2019年4月に発表している。

#### 【図3：ECRL路線計画】

<sup>172</sup> マラヤ大学行政学・政治学科経済学部への聞き取り

<sup>173</sup> 日本経済新聞WEBサイト <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50898110R11C19A0FF8000/>





出典 (Pejabat Perdana Menteri Malaysia Web ページ) 174



## 【HSR】

クアラルンプールとシンガポール間の 350km を最短 90 分で結ぶ高速鉄道であり、政権交代後、2020 年 5 月末まで凍結するとしている。開業時期を延期することで、マレーシアは総事業費が 1,100 億 RM<sup>175</sup> (約 2 兆 9,216 億円) を超える見通しの巨額の計画の支出を先送りしている。

【図 4 : HSR 路線計画】  
Kuala Lumpur - Singapore High Speed Rail



出典 (The Straits Times Web ページ) 176

## 【RTS】

マレーシアの「イスカンダル計画」の一環として、マレーシア・シンガポール両政府の共同開発としてスタートした RTS は、シンガポール側のウッドランド・ノース駅とマレーシア側のブキチャガー地区間の 5 km を結ぶ計画で、1 時間当たり 1 万人の乗客の輸送が可能となる。開通後は通勤やショッピング等、両国の利便性は格段に上がると予想されている。政権交代後、開発は延期となっていたが、2019 年 10 月 31 日、マハティール首相は RTS 事業の再開を公表した。事業費を当初の 49 億 3,000 万 RM (約 1,309 億円) から 31 億 6,000 万 RM (約 839 億円) への削減を提案し、合意内容の見直しに向け作業を進めている。

【図 5 : RTS 路線計画】  
Rapid Transit System (RTS) Link



Sources: LTA, SPAD  
STRAITS TIMES GRAPHICS

出典 (The Straits Times Web ページ<sup>177</sup>)

<sup>175</sup> マレーシアメディアによる見込み額

<sup>176</sup> 出典 : The Straits Times Web ページ [https : //www.straitstimes.com/singapore/malaysia-singapore-call-for-joint-tender-for-kl-singapore-high-speed-rail-asset-company](https://www.straitstimes.com/singapore/malaysia-singapore-call-for-joint-tender-for-kl-singapore-high-speed-rail-asset-company)

<sup>177</sup> 出典 : The Straits Times Web ページ [https : //www.straitstimes.com/politics/7-things-to-know-about-the-upcoming-johor-baru-singapore-rapid-transit-system-link](https://www.straitstimes.com/politics/7-things-to-know-about-the-upcoming-johor-baru-singapore-rapid-transit-system-link)

<sup>177</sup> 出典 : The Straits Times Web ページ [https : //www.straitstimes.com/politics/7-things-to-know-about-the-upcoming-johor-baru-singapore-rapid-transit-system-link](https://www.straitstimes.com/politics/7-things-to-know-about-the-upcoming-johor-baru-singapore-rapid-transit-system-link)

メガプロジェクトは諸外国の利害を含んでいるが、マハティール政権は事業の見直しに粘り強く交渉を進めている印象を受ける。インフラ整備に関しては、イポーやマラッカの空港拡張工事が発表されるなど、クアラルンプール周辺だけでなく、地方でも積極的に整備を進めていく意欲が見られる。

公共投資は景気を刺激する効果がある一方で、財政収支に影響を与える。2020年の予算案では、景気減速に備え追加の公共投資を盛り込んだため、財政赤字の削減目標が達成できていない。継続的な経済成長には、産業インフラ、生活インフラ、物流インフラの整備が不可欠であり、州政府、地方自治体の運営においても、国の財政健全化とのバランスの取り方によっては、行政サービスに影響が生じることが予想される。

ただし、これらメガプロジェクトに州政府や地方自治体の支出はないため、メガプロジェクトの有無で地方自治体の財政への直接の影響はない。連邦政府の開発支出の増により補助金収入が減らされる可能性は不明だが、間接的影響にとどまるものと見込まれる。

#### 第4節 デジタル分野への取組

マレーシアは、中所得国の罫を脱し、先進国になることをビジョンとしており、その方策としてイノベーションを起こし高生産性産業にシフトすることを目指している。

2019年10月、マハティール首相は、繁栄共通2030ビジョン（Shared Prosperity Vision 2030：以下、「SPV」）を発表し、2030経済モデルとしての15分野を掲げた。その中では、デジタル経済や第4次産業革命への重点的な取組が見られる。デジタルエコノミーに適応したエコシステムにより、新しい成長産業を育成し、国際競争力を向上させることを目的としている。政府によると、2018年のモバイル決済取引の量は、前年の200万件未満から3,400万件以上の20倍に増加しており、政府においてもビッグデータの活用が必要不可欠であるとしている。

州政府及び地方自治体は、それぞれ独自のオンラインペイメントシステムを開発するなどして、この流れに対応する動きがある。例えば、従来、地方自治体によって管理されている路上駐車場は、スマートデバイスとアプリの急速な開発にもかかわらず依然として紙クーポンシステムに依存していた。利用の際は、駐車料金の現金を用意し、支払用機械を探し、クーポンを機械から取り出して後に車に戻ってダッシュボードに貼り付けるなどの面倒な作業が必要であり、駐車券の印刷費用の削減や市民の利便性の向上が求められていた。地方自治体では、オンラインペイメントに対応するために関連する法律を修正する必要があるが、電子化の導入によって、都市計画に不可欠な収集及びユーザー統計に関するデータとオンラインレポートを取得することができ、例えば駐車場が不足しているエリアの把握や、駐車場建設において平地型か立体駐車場かの判断、交通制御に役立つデータの収集ができる。現在ではセパン市、シャーアラム市、アンパンジャヤ市、クアラランガット区、カジャン市、ペタリンジャヤ市などで導入され、コスト削減政策としても期待されている。

## 第5節 まとめ

マレーシアは政治、経済、社会、民族等、様々な面で岐路に立っており、マハティール政権は次々と新たな政策、計画を発表してきた。例えば、SPV は、ナジブ政権による多大な国家財政への圧迫から立ち直り、全ての民族、階層に公平で、継続的に発展する国を目指すとしている。この考え方は、12次マレーシア計画（2021～2025年）にも反映されると述べられており、危機的な財政状況や世界的な景気減速の渦中にあつては、SPVへの期待は高い。

足元では米中貿易摩擦などの影響による世界経済の減速に備えた内需強化、中長期的な産業政策、投資環境整備などの外国直接投資の促進が実行されなければ、国家財政が悪化し、外的な要因によって行政サービスが大きな影響を受ける可能性が以前より高くなっているように思われる。SPVの掲げる目標に向け、マレーシア政府による具体的、かつ機動的な政策の実行が期待される。

これまでマレーシアの経済発展を支えてきた政府による開発独裁体制は、民族対立の抑制と、民族間格差を是正する機能を果たしながら、先進国入りまであと一步のところまで引き上げた。その実現のため、今後、地方自治体には、ペタリンジャヤ市のスマートシティ構想に見られるように、財政規模が小さく権限が限定的ではあっても、社会課題や住民の生活向上に向けた新しい取組に着手することが期待されている。今後のマレーシア政府、地方自治体の動向に引き続き注目していきたい。

## 【参考文献】

### 第1章

#### 1 書籍・論文・報告書等

- ・「マレーシアハンドブック 2017」 マレーシア日本人商工会議所（2017年）
- ・「マレーシアの歴史」 ザイナル＝アビディン＝ビン＝アブドゥル＝ワーヒド編  
野村 亨 訳 山川出版社（1983年）
- ・「マレーシア～多民族社会の構造」  
小野沢 純・吉田典巧 訳 勁草書房（1994年）
- ・「2020年までの先進国入りを目指すマレーシアの経済産業政策の歩み」  
（一財）自治体国際化協会シンガポール事務所 Clair Report No. 471（2018年）
- ・「新しいマレーシア」の誕生 政権交代の背景と展望」  
中村 正志 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2018年）
- ・「史上初の政権交代とマハティールの2度目の首相就任：2018年のマレーシア」  
谷口 友季子 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2019年）
- ・「マレーシアで政権交代、動き始めたマハティール首相（92才）」  
小野沢 純（一財）国際貿易投資研究所（2018年）
- ・「何故マレーシアで政権交代が起きたのか」  
小野沢 純（一財）国際貿易投資研究所（2018年）
- ・「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」  
鳥居 高 アジア研究 Vol.49. No.1 January（2003年）

#### 2 Web サイト

- ・外務省 Web サイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

### 第2章

#### 1 書籍・論文・報告書等

- ・「多民族社会マレーシアの地方行政 一党優位体制下における安定した行政」  
河野 元子 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2012年）
- ・「マレーシアの憲法制度」  
大村 泰樹 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（1997年）

#### 2 Web サイト

- ・国会図書館 Web サイト <https://rnavi.ndl.go.jp/asia/entry/link-mys02.php>
- ・マレーシア住宅・地方自治体省 Web サイト <http://www.kpkt.gov.my/index.php>
- ・マレーシア教育省 Web サイト  
<https://www.moe.gov.my/index.php/en/corporate-menu/departments/state-education-department>
- ・マレーシア統計局 Web サイト <https://www.dosm.gov.my/v1/>

### 第3章

#### 1 書籍・論文・報告書等

- ・「マレーシアの裁判制度」

中村 良隆 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2002年）

### 第4章

#### 1 書籍・論文・報告書等

- ・「多民族社会マレーシアの地方行政 一党優位体制下における安定した行政」

河野 元子 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2012年）

- ・「マレーシアにおける地方行政と地方政府」

河野 元子 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア研究所（2010年）

- ・「Local Government in Malaysia」

Dr. Halimah Abdul Manaf 北マレーシア大学公共政策大学院（2019年）

- ・「Local Government and Socio-Economic Development : Lessons from Malaysia」

Kuppusamy（2004）

- ・「日本の自治体の行政評価」

田中 啓 （財）自治体国際化協会、政策研究大学院大学、  
比較地方自治研究センター（2009年）

- ・「Local Government in Peninsular Malaysia」

Norris. M. W. Gower Publishing Company Ltd.（1980）

#### 2 Web サイト

- ・マレーシア住宅・地方自治体省 Web サイト <http://www.kpkt.gov.my/index.php>

### 第5章

#### 1 Web サイト

- ・The Straits Times <https://www.straitstimes.com/>

- ・日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/>

**【執筆】**

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

所長補佐 松井 慎一郎

所長補佐 岩田 惇志

**【監修】**

所長 天利 和紀

次長 渡邊 美香

調査役 池上 卓久

調査役 田中 里沙